

一般廃棄物処理基本計画

平成24年3月

焼津市・藤枝市・志太広域事務組合

◇◇◇◇◇ 目 次 ◇◇◇◇◇

総論

第 1 章 計画策定の考え方	1
第 1 節 計画策定の趣旨	1
第 2 節 計画見直しの背景	1
第 3 節 計画の位置づけ	3
第 4 節 市と組合の役割	4
第 1 編 ごみ処理基本計画	
第 1 章 ごみ処理の現状と課題	5
第 1 節 分別区分	5
第 2 節 ごみ排出量の実績	6
第 3 節 ごみ組成	11
第 4 節 ごみ減量施策（分別）の推移	13
第 5 節 ごみの処理体制	14
第 6 節 ごみ処理に係る経費	20
第 7 節 課題の整理	22
第 2 章 基本方針	23
第 3 章 計画目標	25
第 1 節 計画期間	25
第 2 節 目標	25
第 3 節 人口の将来予測	28
第 4 節 現状のまま推移した場合のごみ量の見込み（現状推移値）	29
第 5 節 施策などによる減量・資源化効果を見込んだ数値（排出目標値）	31
第 6 節 現状推移値と排出目標値の比較	34
第 4 章 目標達成のための行動計画	36
第 1 節 基本方針に基づく主な施策	36
第 2 節（仮称）クリーンセンターの整備	48
第 5 章 計画遂行のための進行管理	51
第 2 編 生活排水処理基本計画	
第 1 章 生活排水処理の現状	52
第 1 節 生活排水処理の実績	52
第 2 節 処理体制	58

第 3 節 既存施設の概要	59
第 2 章 計画目標	62
第 1 節 計画期間	62
第 2 節 目標	62
第 3 節 処理量の将来見通し	63
第 3 章 目標達成のための行動計画	68

総論

第 1 章 計画策定の考え方

第 1 節 計画策定の趣旨

焼津市、藤枝市の 2 市及び志太広域事務組合（以下「組合」という）では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第 6 条に基づき、圏域内の一般廃棄物を安定的に処理するための基本的な方針を示した、一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という）を共同で策定することとなりました。

基本計画の策定にあたっては、「大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会を見直し、天然資源の保全や環境負荷を低減する『循環型社会』の形成を目指した適正な一般廃棄物の処理、処分」の実現を目指して、基本的な方針を定めるものです。

第 2 節 計画見直しの背景

1 ごみ処理基本計画の見直しの背景

旧焼津市、旧藤枝市、旧大井川町及び旧岡部町の 2 市 2 町は、平成 19 年 3 月に基本計画を策定しました。策定後の 5 年間で、基本計画に基づき、住民・事業者の協力のもと、各種施策を推進してきた結果、2 市における燃やすごみの 1 人 1 日あたりの量（以下「原単位」という。）は、図 1-1 に示すとおり、減少傾向を示しています。平成 22 年度において、計画値 671.2 g/人・日に対し、約 36 g/人・日削減し、635.4 g/人・日となっており、目標値を達成しています。

本計画の減量目標である燃やすごみの原単位の推移をみると、計画値は達成していますが、今後も循環型社会の推進のためには、更なるごみ減量・資源化に向けた、新たな目標の設定が必要になります。

また、平成 20 年 3 月に改定された「第 2 次循環型社会形成推進基本計画」や平成 23 年 3 月に改定された「ふじのくに廃棄物減量化計画（第 2 次静岡県循環型社会形成計画）」に対応するため、今回の見直しを行うこととしました。

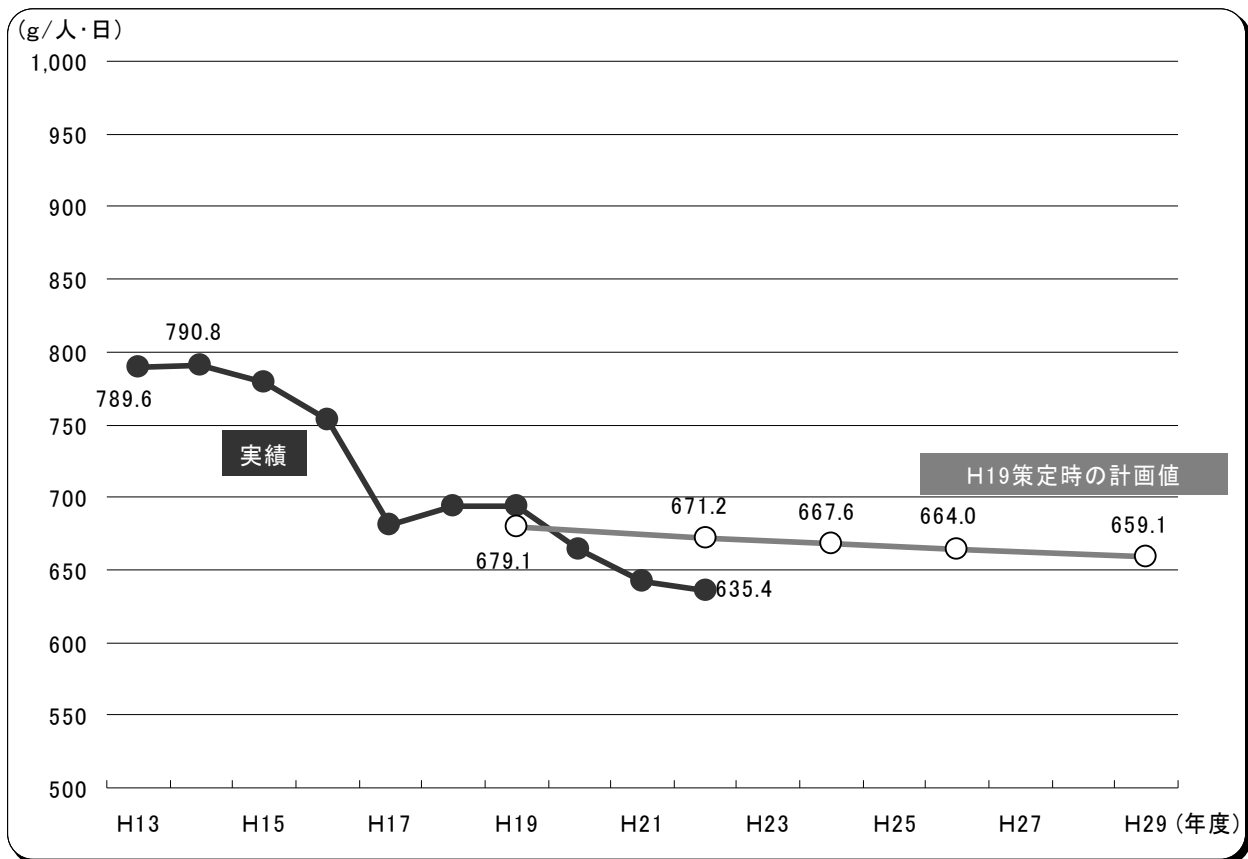


図 1-1 燃やすごみの原単位と減量目標

2 生活排水処理基本計画の見直しの背景

2 市における生活排水処理は、近年の経済状況の影響で下水道計画が予定どおり進まないこと、合併処理浄化槽の普及により汚泥量が増加していることなどの原因により、既存のし尿処理施設の処理能力を上回ることが予想されています

このため、新たなし尿処理施設の整備も含め、し尿・浄化槽汚泥の適正処理について検討する必要があります。

第 3 節 計画の位置づけ

本計画は、廃掃法第6条第1項及び同法施行規則第1条の3の規定に基づいて一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定めます。

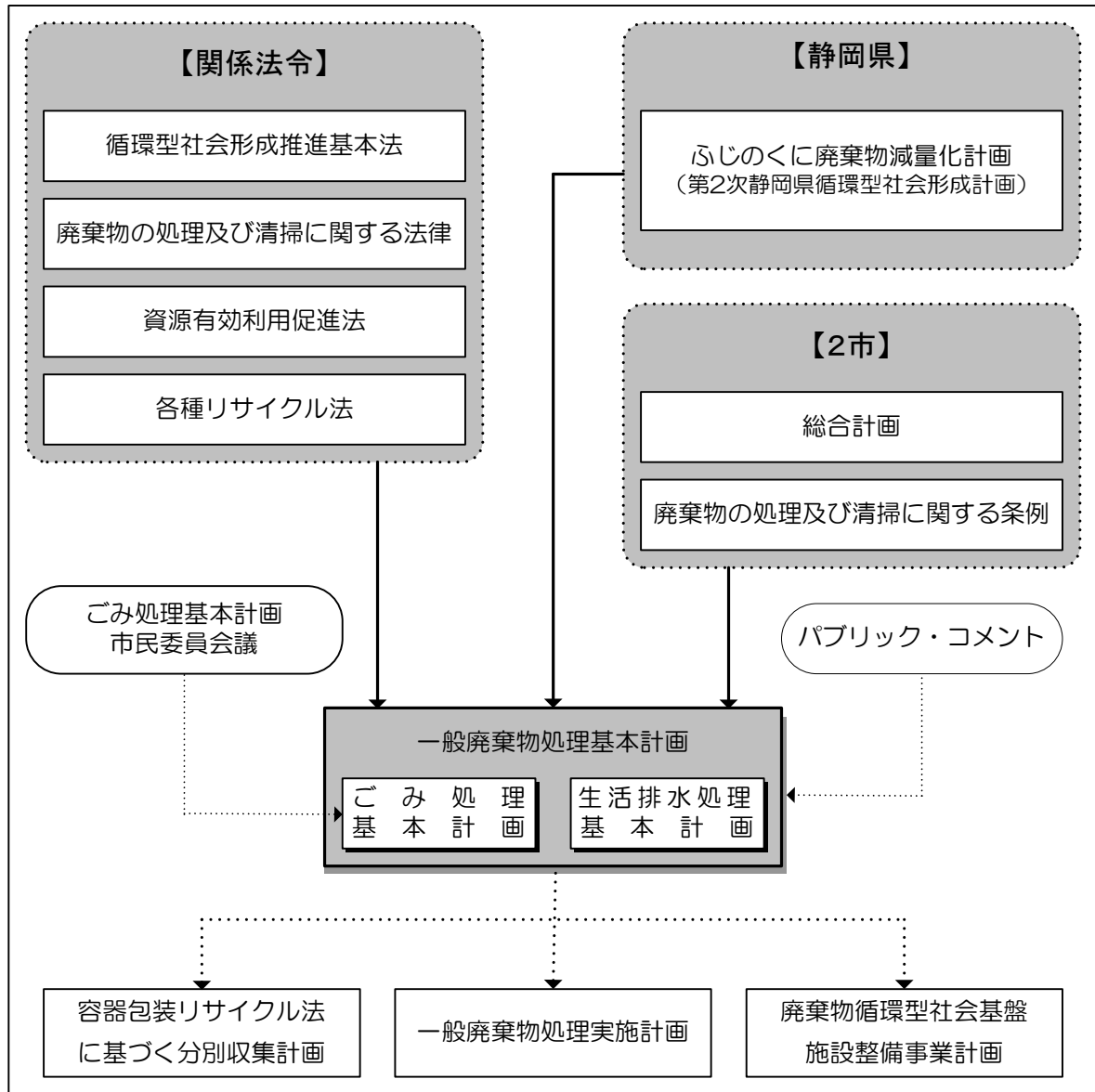


図 1-2 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

第 4 節 市と組合の役割

焼津市、藤枝市では、快適で住みやすい地域づくりのための事業を共同で行うことを目的として昭和 47 年に志太広域事務組合を設立しました。

ごみ処理における 2 市の役割は、ごみの発生抑制及び適正排出の推進に関する施策の実施とごみの収集運搬です。組合の役割は、2 市のごみの中間処理及び最終処分です。

生活排水処理における 2 市の役割は、適正な生活排水処理の推進及びし尿・浄化槽汚泥の収集運搬です。組合の役割はし尿・浄化槽汚泥の適正処理です。

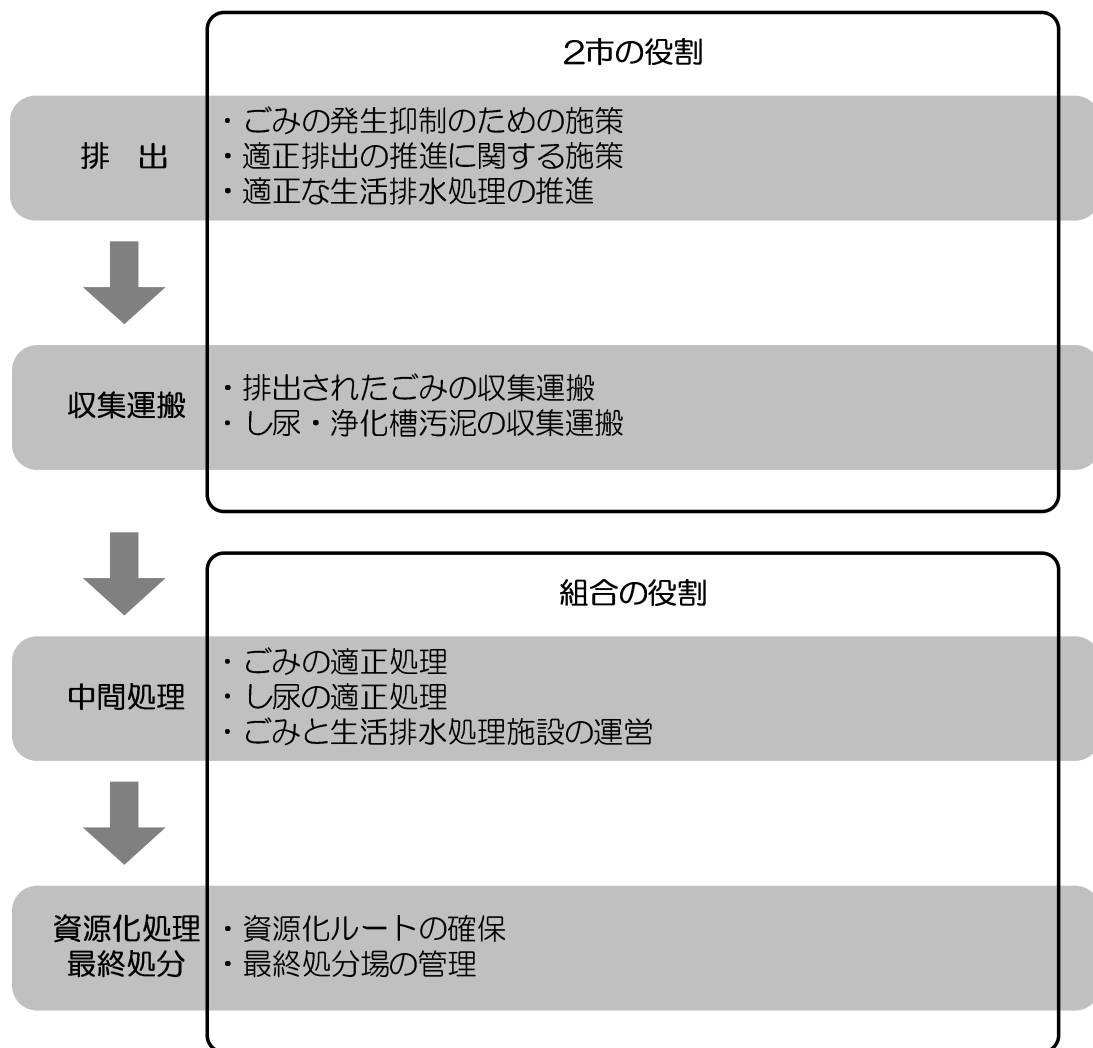


図 1-3 2市と組合の役割

第1編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状と課題

第1節 分別区分

ごみの分別区分は、表 1-1-1 に示すとおりであり、20 品目に分類することとしています。

表 1-1-1 ごみの分別区分

分別区分	ごみの種類例
燃やすごみ	生ごみ、容器包装以外のプラスチック製品、再生できない紙類、ふとん・じゅうたん・ホットカーペット
新聞紙	新聞紙、折り込みチラシ
ダンボール	ダンボール
雑誌・雑がみ	週刊誌・マンガ本・カタログ、空き箱・包装紙・ハガキ
紙パック	牛乳パック
布類	古着
廃食用油	使い終わった食用油
木くず・剪定枝	木の枝、丸太角材・板
アルミ類	飲料用の缶、スプレー缶、アルミホイル
スチール缶	飲料用の缶、スプレー缶
鉄くず・小型家電	小型家電製品、金属類、自転車
無色びん	無色のびん
茶色びん	茶色のびん
その他の色のびん	黒色・青色・緑色などのびん
ペットボトル	三角形の『PET1』マークのついたもの
容器包装プラスチック	ボトル類、パック・カップ類、トレイ類、チューブ類、ポリ袋・ラップ類、ネット類
乾電池	乾電池
蛍光灯	電球・蛍光管
陶器ガラスくず	陶器・ガラスくず
化粧品びん	化粧品のびん

※ 以下、「資源ごみ」は燃やすごみ以外の品目全てを指すこととします。

第 2 節 ごみ排出量の実績

1 ごみ排出量

(1) 市別ごみ総排出量

過去 10 年間の市別ごみ総排出量の推移は図 1-1-1 に示すとおりです。

2 市全体のごみ総排出量は、増加傾向にありましたが、平成 15 年度の年間 106,744 t を境に 2 市のごみ減量が進み、以降減少傾向へと転じています。平成 22 年度のごみ総排出量 87,205 t をピーク時の平成 15 年度 106,744 t と比較すると 18.3%減っています。平成 22 年度の市別内訳は、焼津市が 45,803 t（全体の 52.5%）、藤枝市が 41,402 t（同 47.5%）となっています。

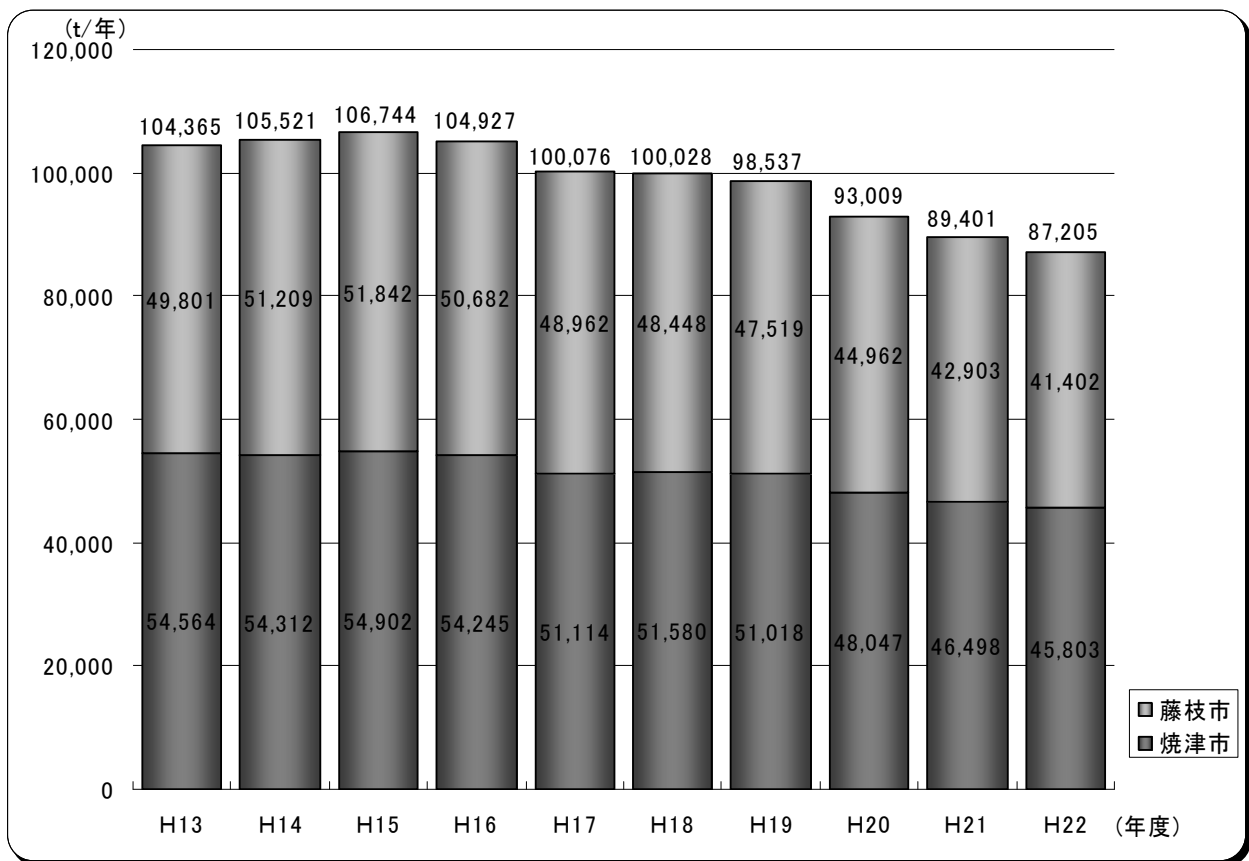


図 1-1-1 市別ごみ総排出量の推移

※ごみ総排出量＝燃やすごみ＋資源ごみ

(2) 排出源別ごみ排出量

過去 10 年間の排出源別ごみ排出量の推移は図 1-1-2 に示すとおりです。

収集ごみと集団回収を家庭系ごみ、搬入ごみを事業系ごみとした場合、平成 22 年度における家庭系ごみは 72,275 t、事業系ごみは 14,930 t となり、全体の 82.9%が家庭系ごみ、17.1%が事業系ごみとなっています。

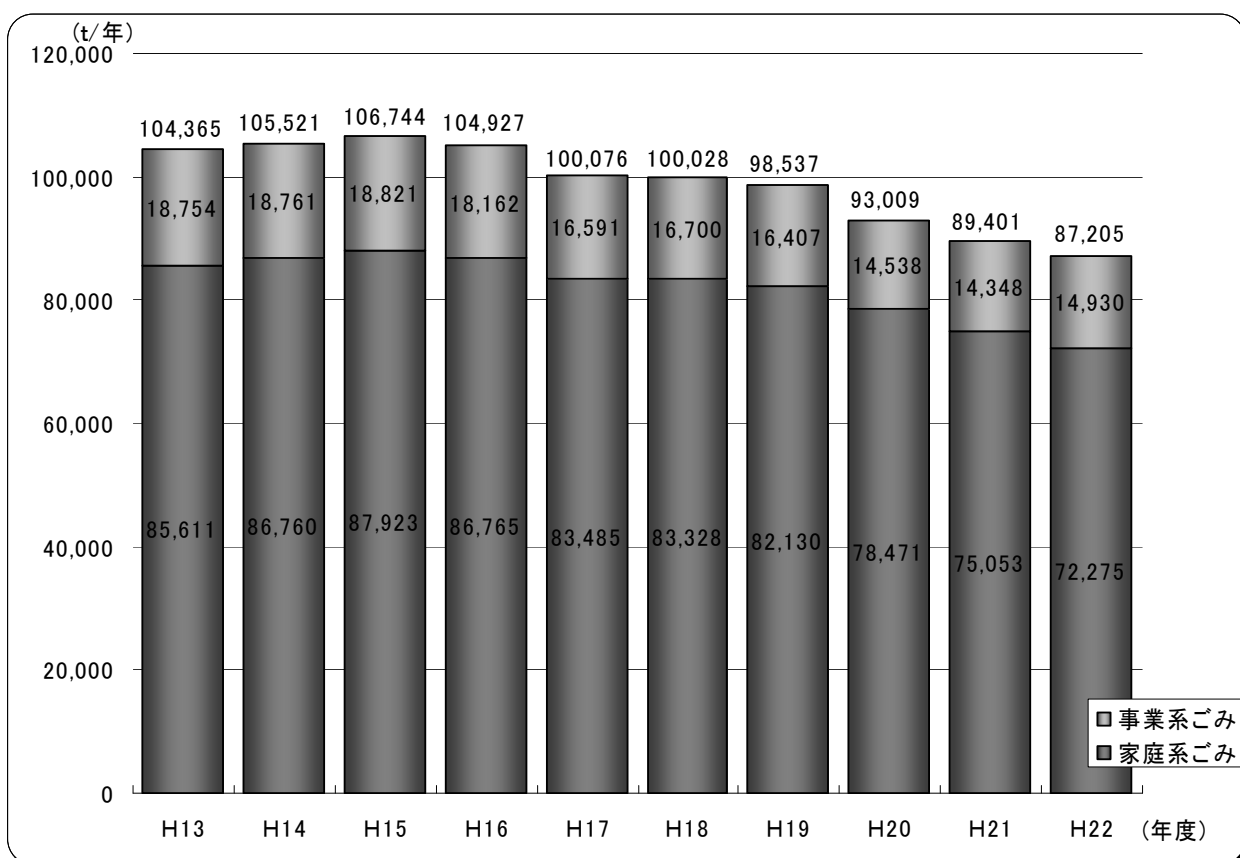


図 1-1-2 排出源別ごみ排出量の推移



【燃やすごみの搬入】

(3) 市別燃やすごみ量

過去 10 年間の市別燃やすごみ量の推移は図 1-1-3 に示すとおりです。

燃やすごみ量は、平成 14 年度のピーク時から減少傾向を示しており、平成 22 年度には 66,536 t となっています。主な要因としては、木くず・剪定枝、容器包装プラスチックや雑がみの分別収集を開始したことや、事業系燃やすごみの紙くず、プラスチック類、木くずなどの搬入を規制したことなどがあげられます。

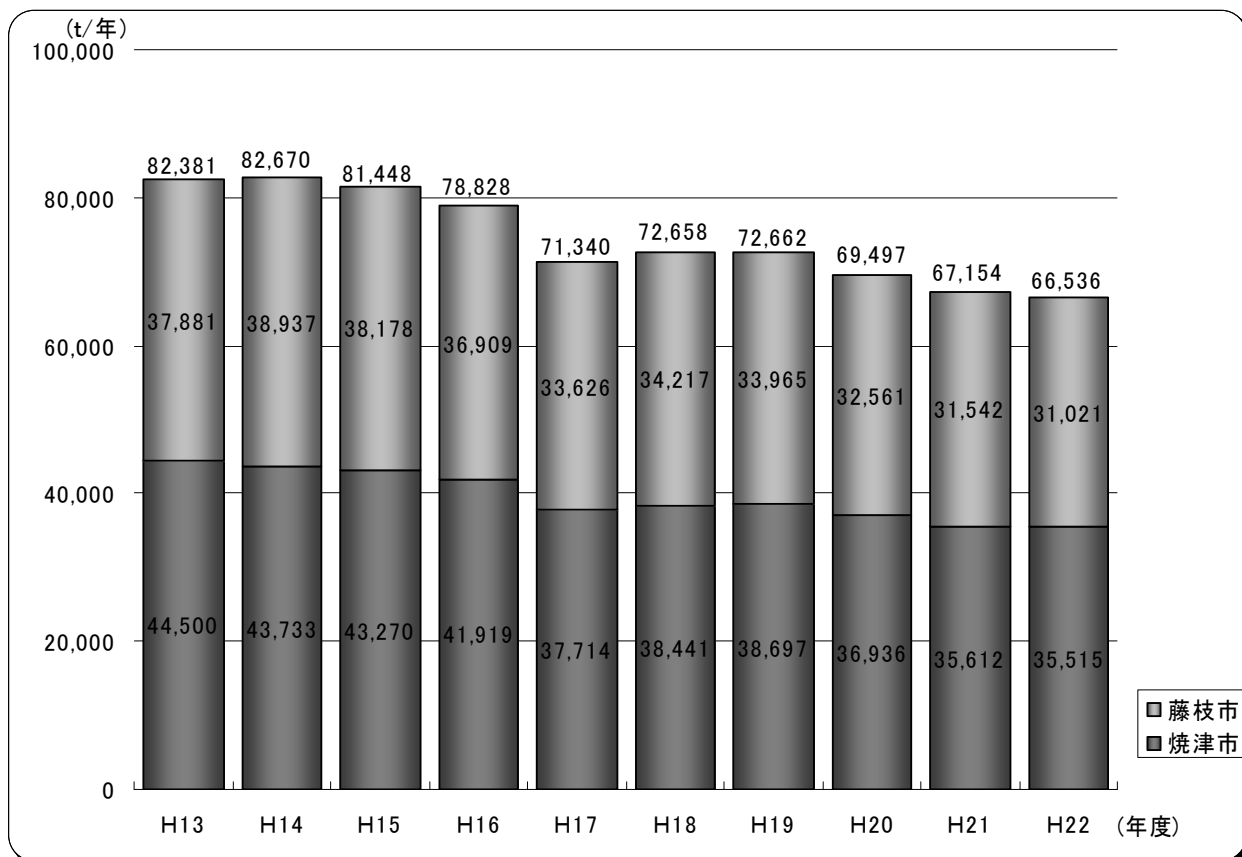


図 1-1-3 市別燃やすごみ量の推移



【分別された木くず剪定枝と木くずの資源化工場】

(4) 排出源別燃やすごみ量

過去 10 年間の排出源別燃やすごみ量の推移は図 1-1-4 に示すとおりです。

平成 14 年度のピーク時と平成 22 年度を比較すると、家庭系燃やすごみは 19.2%の減少、事業系燃やすごみは 20.8%の減少を示しています。平成 22 年度においては、家庭系燃やすごみは 52,206 t（燃やすごみ全体に占める比率は 78.5%）、事業系燃やすごみは 14,330 t（同 21.5%）となっています。

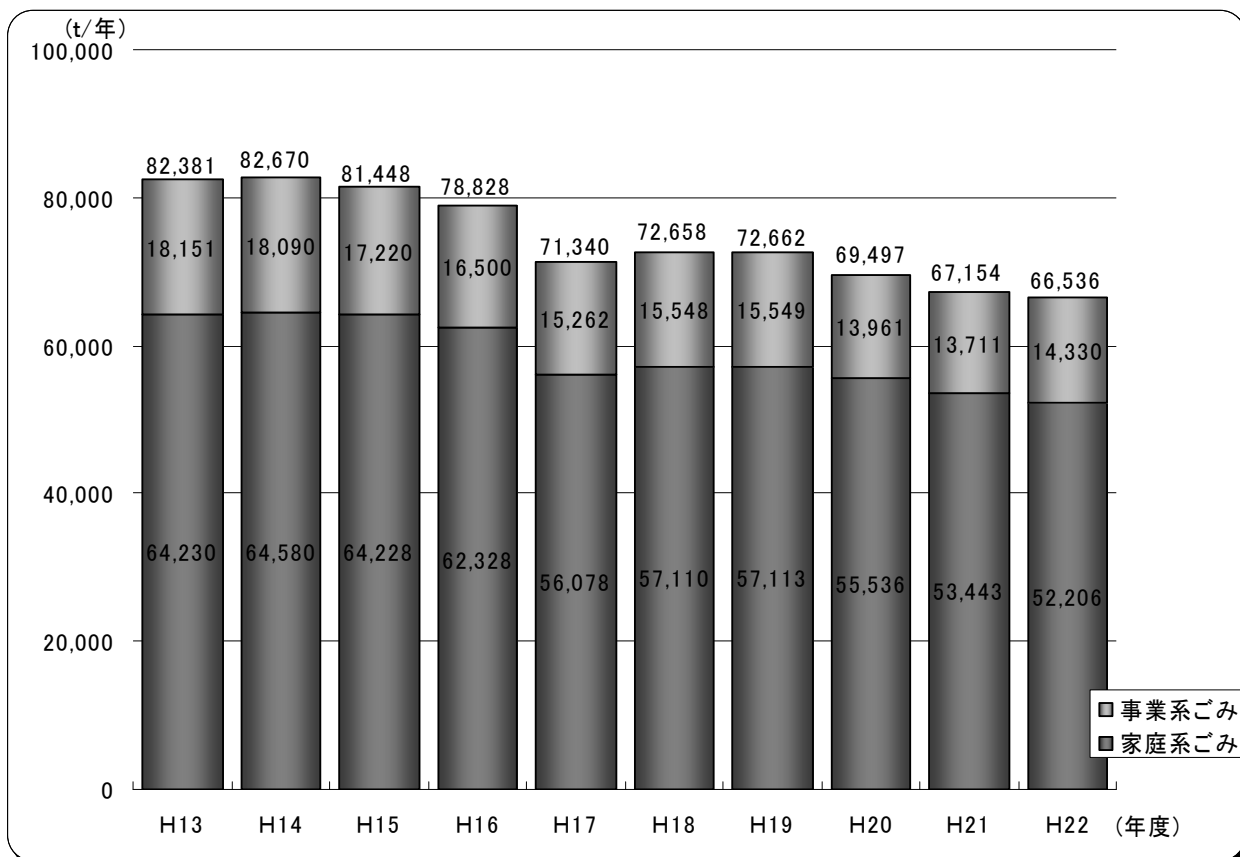


図 1-1-4 排出源別燃やすごみ量の推移



【高柳清掃工場における搬入物検査】

(5) 市別資源ごみ量

資源ごみ量の推移を市別に過去 10 年間の推移をみると、図 1-1-5 に示すとおりとなります。

2 市全体の資源ごみ量は、平成 17 年度の年間 28,736 t を境に、それまでの増加傾向から、減少へと転じました。平成 22 年度の資源ごみ量 20,669 t を平成 17 年度 28,736 t と比較すると 28.1%減っています。平成 22 年度の市別内訳は、焼津市が 10,288 t（全体の 49.8%）、藤枝市が 10,381 t（同 50.2%）となっています。

なお、アルミ缶などの有価物は売却しており、平成 22 年度の組合の資源ごみ売却額は、48,459,495 円となっています。

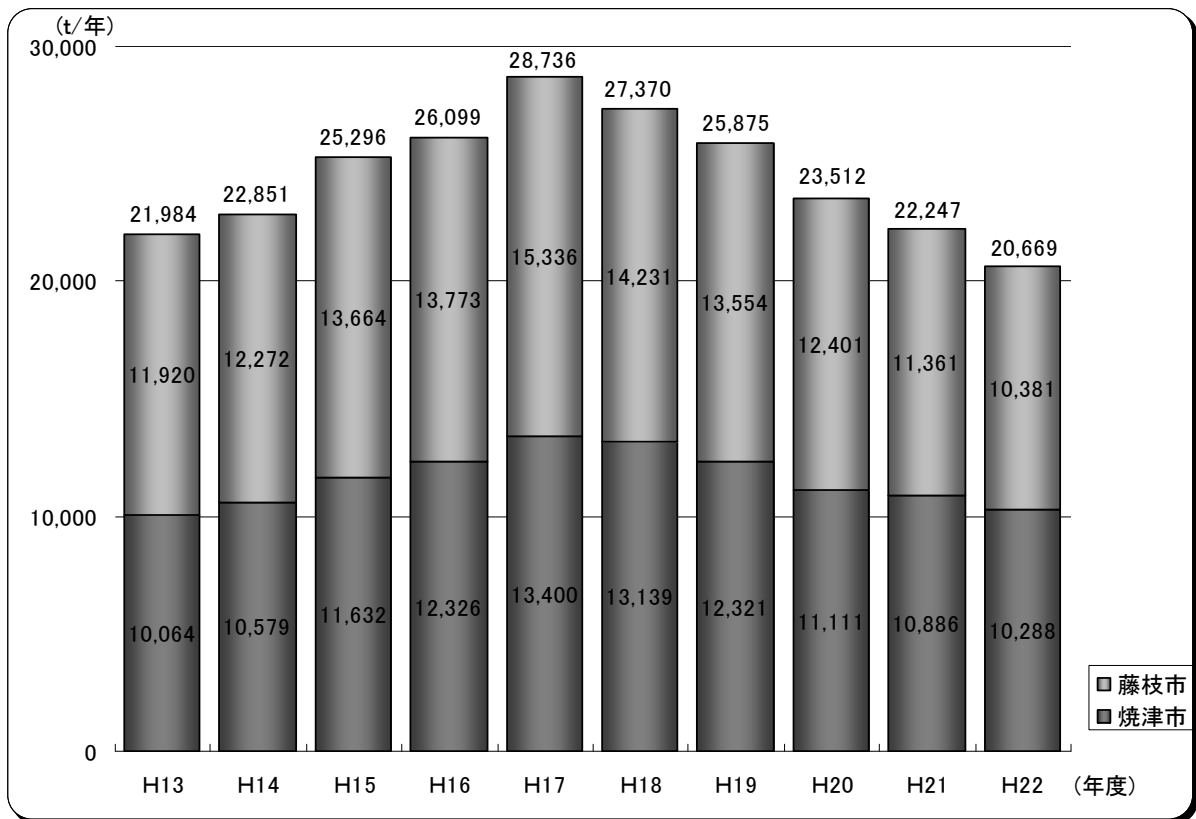


図 1-1-5 市別資源ごみ量の推移

◆ 課題

- 分別の徹底やごみの発生抑制の推進により「ごみ総排出量」、「燃やすごみ量」、「資源ごみ量」は減少傾向となっています。しかし、循環型社会の推進のためには、更なるごみの減量が必要となっています。

第 3 節 ごみ組成

家庭から出される燃やすごみの中に分別されていない資源ごみがどの程度含まれているかの調査を地区別に夏期及び冬期の年 2 回行っています。その組成比率（重量比）は図 1-1-6 に示すとおりです。

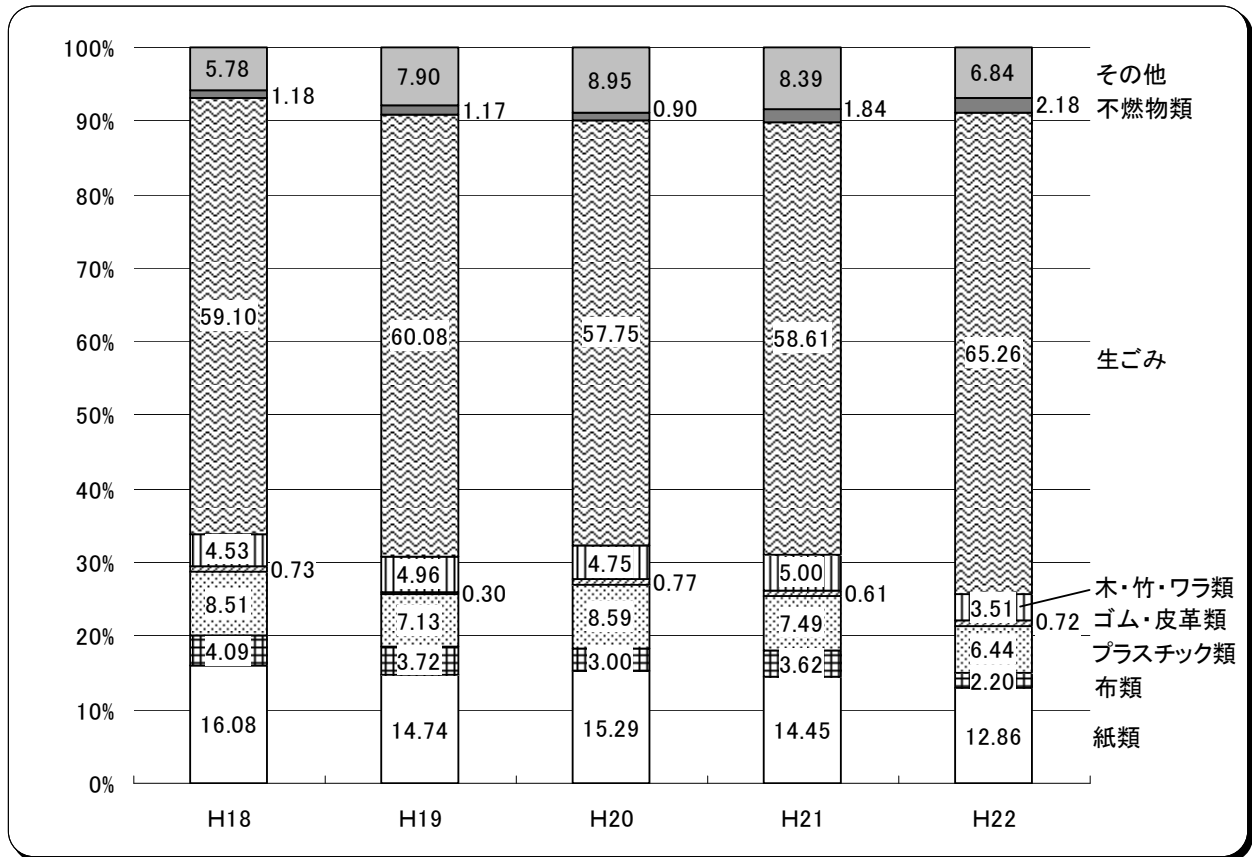


図 1-1-6 家庭から出される燃やすごみの組成分析結果

近年では分別の徹底により紙類などの資源ごみの混入が減少しており、燃やすごみに占める生ごみの割合が 6 割を超えるなど高くなっています。



【燃やすごみ組成分析調査状況と環自協役員による見学会】

表 1-1-2 燃やすごみへの混入率と混入量

(単位:t)

	燃やすごみへの混入	H18	H19	H20	H21	H22
新聞紙	混入率	1.64%	1.35%	0.91%	1.25%	0.85%
	混入量	937	771	505	668	444
雑誌・雑がみ	混入率	8.38%	8.34%	9.25%	8.16%	7.58%
	混入量	4,786	4,763	5,137	4,361	3,957
ダンボール	混入率	0.40%	0.48%	0.54%	0.32%	0.36%
	混入量	228	274	300	171	188
ペットボトル	混入率	0.13%	0.23%	0.03%	0.23%	0.11%
	混入量	74	131	17	123	57
容器包装プラスチック	混入率	6.23%	5.75%	6.84%	4.73%	4.50%
	混入量	3,558	3,284	3,799	2,528	2,349

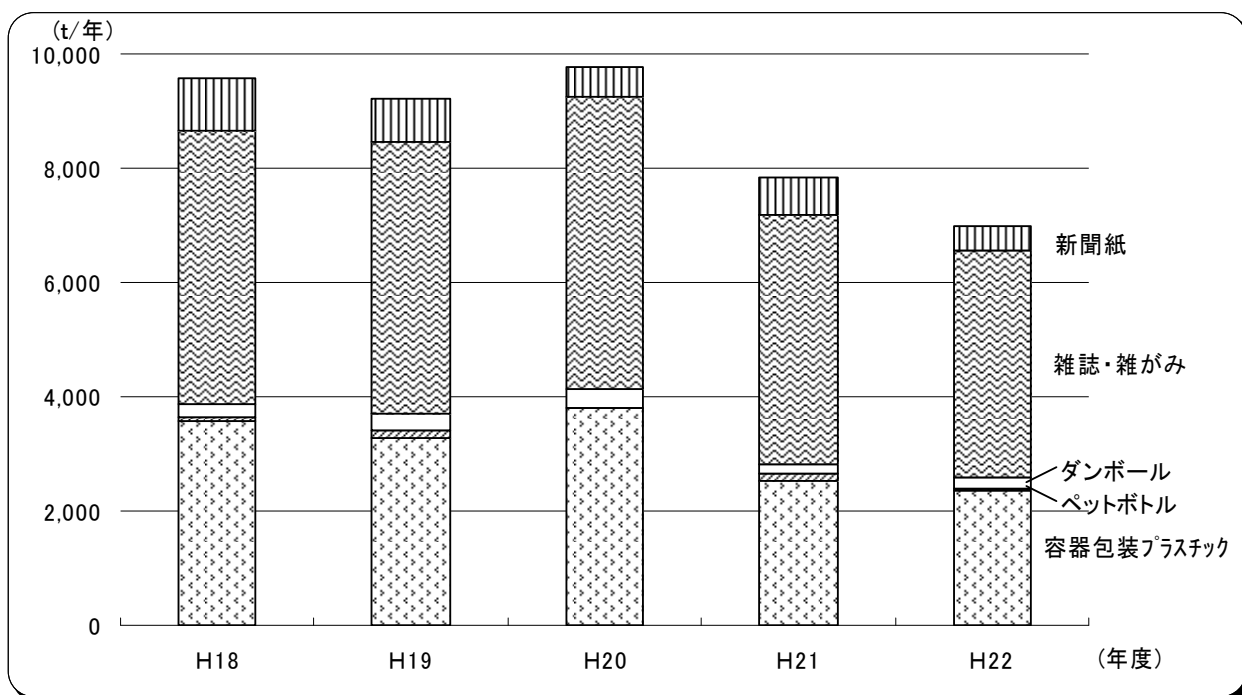


図 1-1-7 燃やすごみ混入量の推移

◆ 課題

- 分別の徹底が進んでいるものの、雑がみや容器包装プラスチックなどは、まだまだ燃やすごみに多く含まれています。更なる分別の徹底が求められています。
- 生ごみが多く含まれていることから、食材を食べる量だけ購入することや、水切りを徹底することなどによる生ごみの発生抑制、生ごみの資源化などによる燃やすごみの減量が求められています。

第4節 ごみ減量施策（分別）の推移

主なごみ減量・資源化施策の実施状況については、図1-1-8に示すとおりです。

	焼津市	旧大井川町	藤枝市	旧岡部町
昭和54年 平成6年	びん・鉄・アルミ類の分別 (S54～) 生ごみたい肥化処理容器の購入補助 (H4～)			
平成7年			紙の分別 (H7.7～)	
平成8年	紙の分別 (H8.12～)			
平成9年	ペットボトルの分別 (H9.4～)			
	透明・半透明袋の指定 (H9.4～)		透明・半透明袋の指定 (H9.4～) 給食センター生ごみ処理機導入 (H9.4～)	
平成10年		透明・半透明袋の指定 紙の分別 (H10.4～)		透明・半透明袋の指定 紙の分別 (H10.4～)
平成11年				
平成12年	電気式生ごみ処理機器の購入補助 (H12.4～) / 白色トレイの分別 (H12.11～)			
平成13年	家電リサイクル法による家電4品目の収集停止 (H13.4～)			
		杉チップによる生ごみ処理の 推進 (H13.4～)		
平成14年	蛍光灯の分別 (H14.4～)			
	拠点回収ステーションの設置 (H14.6～)			
	建築廃材の搬入停止 (H14.8～)			
平成15年	木材チップによる生ごみ処理の 推進 (H15.2～)	拠点回収ステーションの設置 (H14.12～)		
	木くず、剪定枝の分別 (H15.4～)			
平成16年			拠点回収ステーションの設置 (H15.8～)	拠点回収ステーションの設置 (H15.5～)
	パソコンリサイクル法によるパソコンの収集停止 (H15.10～)			
平成17年	紙類、機密書類の搬入停止 (H16.8～)			
	容器包装プラスチックの分別 (H17.1～)	容器包装プラスチックの分別 (H17.1～)	容器包装プラスチックの分別 (H16.11～)	容器包装プラスチックの分別 (H17.1～)
平成18年	事業活動に伴って発生するプラスチックの搬入停止 (H17.4～)			
平成19年	搬入物検査の強化 (H19.11～)			
	事業系多量木くず剪定枝の搬入停止 (H19.11～)			
平成20年	未解体木製家具の搬入停止 (H20.10～)			
	産業廃棄物に該当する量の搬入停止 (H19.11～)			
	給食センター生ごみ処理機導入 (H21.2～)	焼津市と合併 (H20.11)		藤枝市と合併 (H21.1)
平成21年	事業系多量刈草の搬入停止 (H21.6～)			
			地域循環型生ごみ処理 モデル事業 (H21.8～) レジ袋無料配布中止 (H22.2～)	
平成22年	地域型生ごみ処理機 モデル事業 (H22.11～)		家庭系生ごみ分別収集 モデル事業 (H22.6～H23.2)	
平成23年			家庭系生ごみの分別 (H23.4～)	

図1-1-8 主なごみ減量・資源化施策の実施状況

第 5 節 ごみの処理体制

1 処理・処分の流れ

ごみ処理の流れは、図 1-1-9 に示すとおりです。

燃やすごみは、清掃工場で焼却処理され、焼却灰は民間処分業者へ埋立処分を委託している他、一部は資源化しています。

紙布類及び鉄くずなどは、民間ルートで、アルミ缶などはリサイクルセンターで選別、圧縮等の処理後、民間資源化業者により資源化しています。

陶器ガラスくず、化粧品びんは、下之郷最終処分場において埋立処分しています。

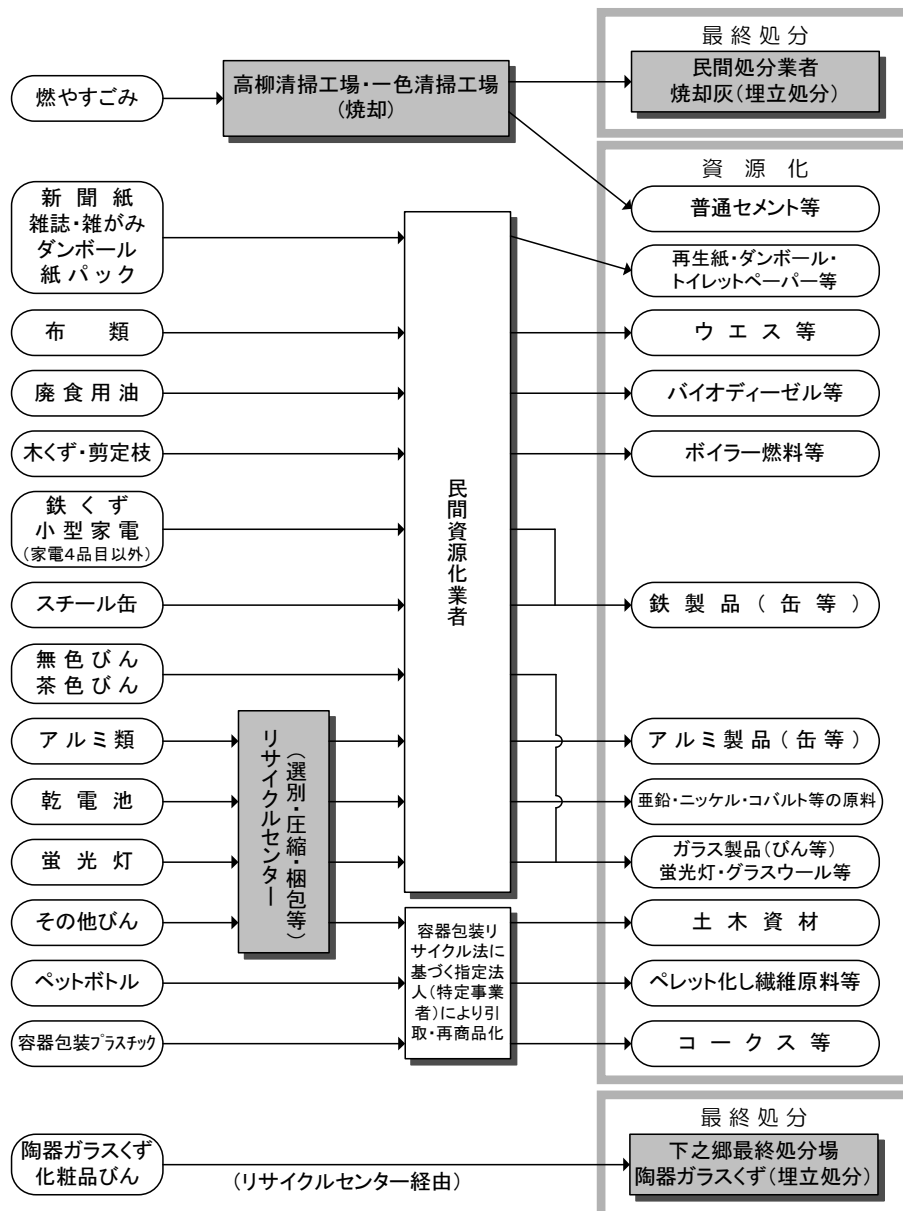


図 1-1-9 ごみ処理の流れ

◆ 課題

- 効率的な処理体制の確保のため、新たな民間資源化ルートの確保や最終処分量の削減が求められます。

2 収集運搬方法

(1) 家庭系ごみ

収集対象地域は行政区域全域であり、定められた分別区分と排出方法により家庭から排出されたごみを収集対象としています。

品目別収集回数は表 1-1-3 に示すとおりです。

表 1-1-3 品目別収集回数

	収集回数
燃やすごみ	週 2 回
木くず・剪定枝	焼津市：週 2 回 藤枝市：週 1 回
容器包装プラスチック	週 1 回
紙類	焼津市：月 1 回 藤枝市：月 2 回
その他資源ごみ等	月 1 回

家庭から排出されるごみは、ステーション方式で収集を行っていますが、資源ごみの出しやすい環境づくりの一環から拠点回収も行っています。

表 1-1-4 拠点回収の概要

	焼津市	藤枝市
名称	ミニステーション	エコステーション
箇所数	5 か所	3 か所
回収品目	紙類（段ボール、新聞紙、雑誌・雑がみ）、びん類（無色、茶色、その他）、スチール缶、アルミ缶、ペットボトル、白色トレイ、廃食用油、古着類の計 12 品目	紙類（段ボール、新聞紙、雑誌・雑がみ）、びん類（無色、茶色、その他）、スチール缶、アルミ缶、ペットボトル、鉄くず（小さい物）、廃食用油、乾電池、蛍光灯、陶器ガラスくず、化粧品びん、古着類（北部のみ）の計 16 品目

(2) 事業系ごみ

事業系ごみは、2 市による収集は行っていません。排出者自ら直接搬入するか、2 市の許可を持つ一般廃棄物許可業者に収集を依頼するかのいずれかの方法となっています。

(3) 収集運搬体制

収集運搬体制は表 1-1-5 に示すとおりです。

焼津市は、直営及び委託業者 2 社、許可業者 36 社により行っており、藤枝市では、直営及び委託業者 4 社、許可業者 50 社により行っています。

表 1-1-5 収集運搬体制

	焼津市	藤枝市
ごみ	直営 委託 (2 社) 許可 (36 社)	直営 委託 (4 社) 許可 (50 社)

◆ 課題

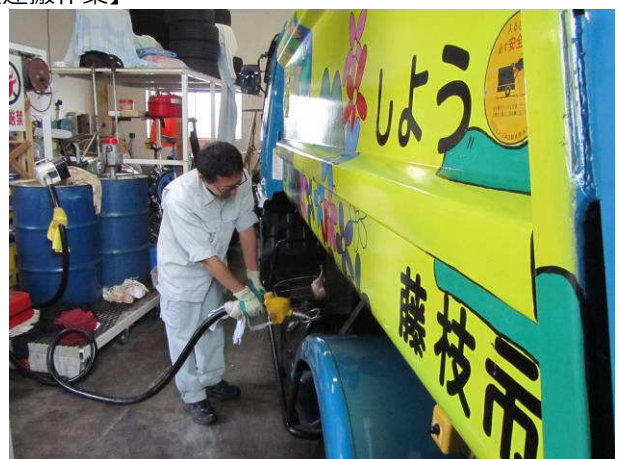
- 収集運搬量は減少傾向にあり、ごみ収集量に応じた効率的な収集体制を構築していく必要があります。
- 分別の徹底が図れるように、資源ごみの出しやすい環境づくりが求められています。



【ごみの収集運搬作業】



【親子によるごみ収集体験】



【バイオディーゼルの給油】

3 中間処理施設

中間処理は、組合が主体となって、2つの清掃工場とリサイクルセンターで行っています。施設の概要は表 1-1-6 に示すとおりです。

表 1-1-6 中間処理施設の施設概要

名 称	高柳清掃工場	一色清掃工場	リサイクルセンター
処理能力	255 t/日 (24h)	120 t/日 (24h)	50 t/日 (5h)
処理方法	焼却	焼却	選別・圧縮・保管
稼動開始	昭和 59 年 4 月	平成元年 9 月 (基幹的整備)	昭和 53 年 10 月

◆ 課 題

- 高柳清掃工場は稼動後 27 年、一色清掃工場は 22 年、リサイクルセンターは 33 年が経過しています。機能維持のため、より高度な改修を行うなど、より一層の適正な維持管理が求められているとともに、新施設の整備が急務となっています。



【高柳清掃工場】



【一色清掃工場】



【リサイクルセンター】

4 最終処分施設

現在稼動している最終処分場は、表 1-1-7 に示すとおりです。

埋立対象物は直接埋立処分する陶器ガラスくず・化粧品びんです。

表 1-1-7 最終処分場の概要

施設名	下之郷最終処分場
総面積	4,382 m ²
全体容量	12,000 m ³
完成年月	平成 15 年 2 月
処理対象廃棄物	陶器ガラスくず 化粧品びん

◆ 課題

- 下之郷最終処分場は平成 25 年 1 月に使用期限が満了となるため、陶器ガラスくず・化粧品びんの資源化が必要となっています。



【陶器ガラスくず選別作業】

5 焼却灰の処理

清掃工場で燃やすごみを処理すると約1割の焼却灰が発生します。焼却灰は民間委託により県外の最終処分場に埋立処分しているほか、セメント工場などで資源化しています。

焼却灰の処分方法別（資源化・埋立処分）処理量は図1-1-10に示すとおりです。平成22年度において、全体の16.5%を資源化しています。

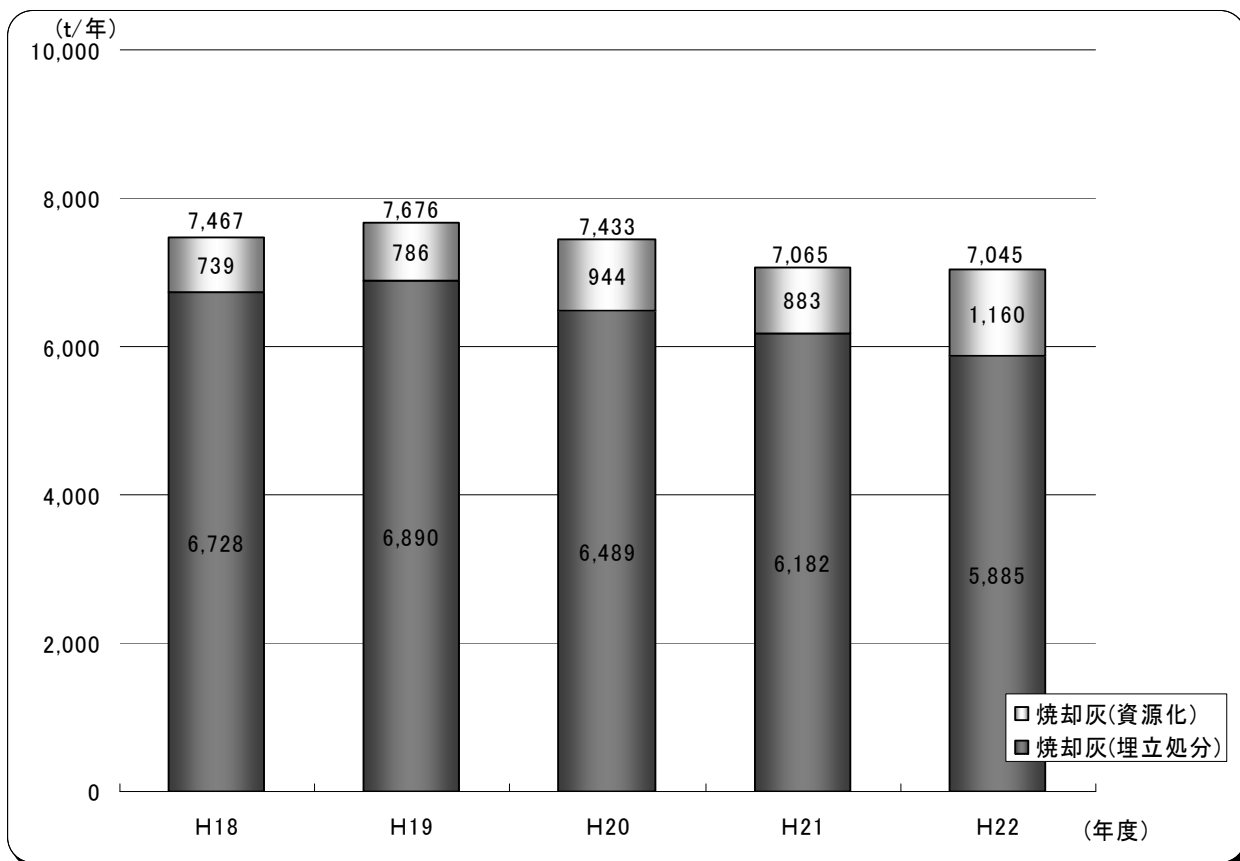


図1-1-10 焼却灰の処分方法別処理量

◆ 課題

- 全国的に最終処分場の確保が困難な状況にあり、埋立処分からの転換が求められています。

第 6 節 ごみ処理に係る経費

2市のごみ1t当たりの収集に係る費用は、図 1-1-11 に示すとおりです。

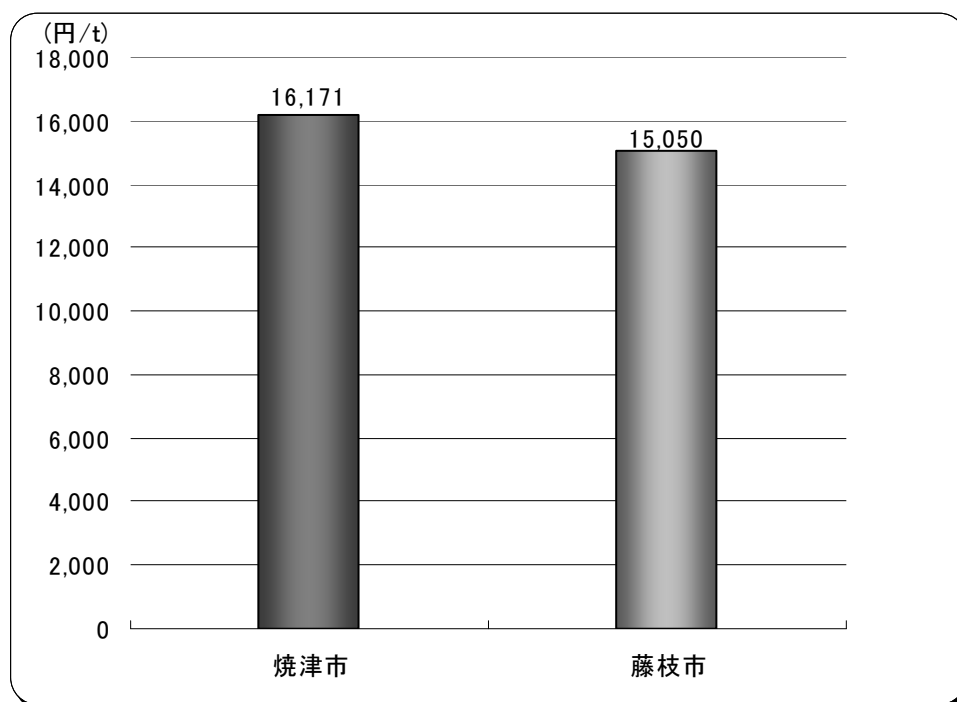


図 1-1-11 ごみ1t当たりの収集費用 [平成 22 年度]

ごみの処理費用は、図 1-1-12 に示すとおりです。平成 22 年度は燃やすごみ約 10 億 6 千万円、資源ごみ約 1 億 6 千万円となっています。

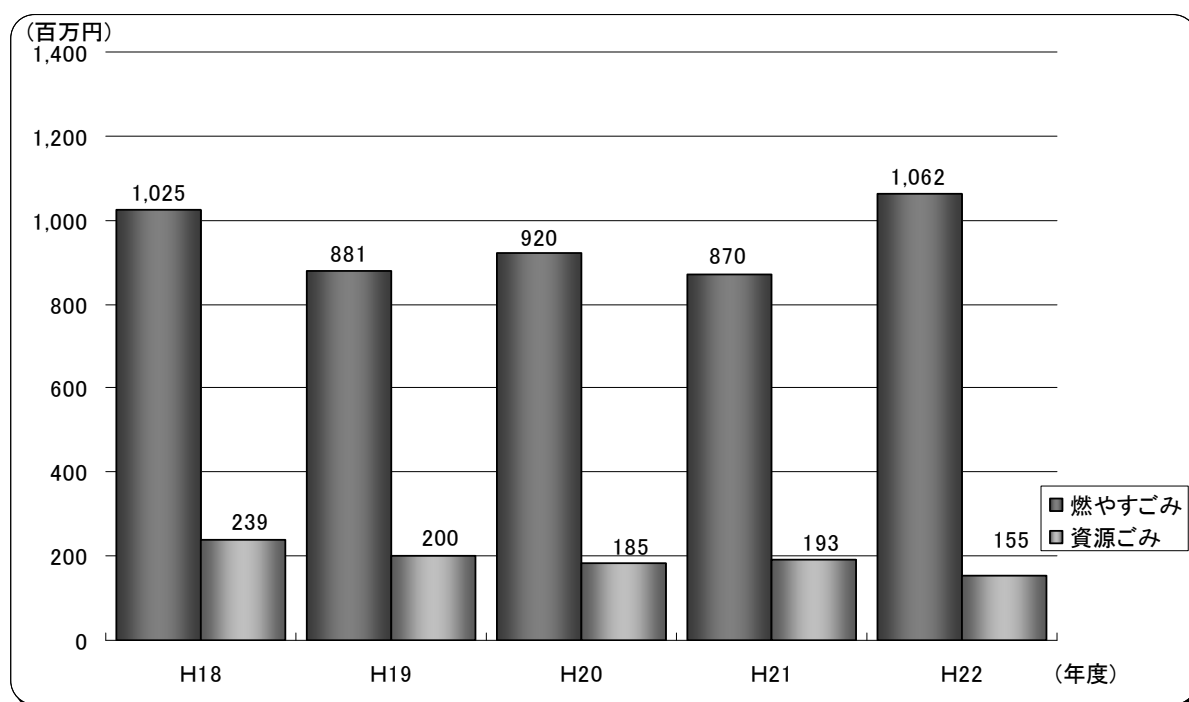


図 1-1-12 ごみの処理費用

ごみ1 t当たりの処理費用は、図 1-1-13 に示すとおりです。平成 22 年度における1 t 当たりの処理費用は、燃やすごみ 15,967 円、資源ごみは 14,621 円となっています。燃やすごみにおいて、平成 22 年度に増加しているのは、清掃工場の維持補修費が多く掛かったためです。

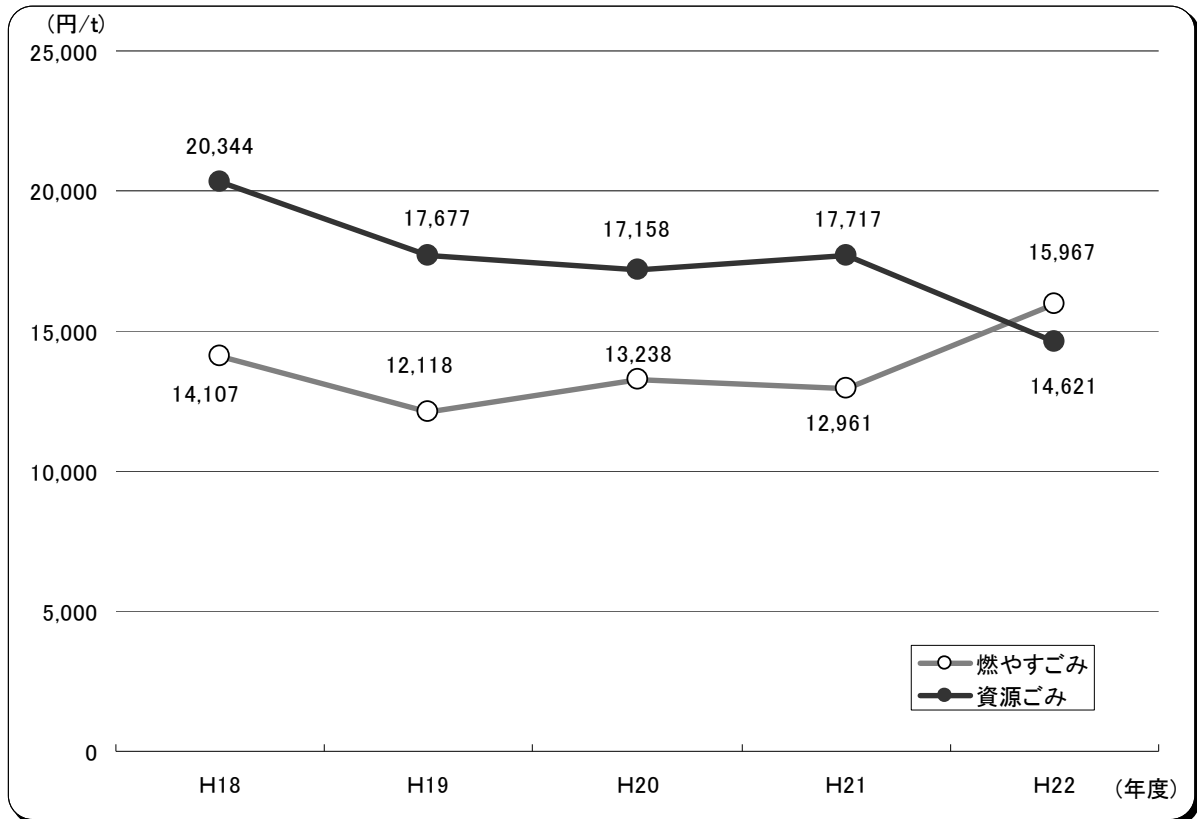


図 1-1-13 ごみ1t当たりの処理費用

◆ 課題

- 健全な財政運営を求められる中、ごみの処理経費を削減するため、ごみ減量への取り組みが求められます。



【エコッキング教室】



【生ごみの分別収集】

第 7 節 課題の整理

以上に示した課題を整理すると、以下に示すとおりとなります。

排出抑制・資源化

- 分別の徹底やごみの発生抑制の推進により「ごみ総排出量」、「燃やすごみ量」、「資源ごみ量」は減少傾向となっています。しかし、循環型社会の推進のためには、更なるごみの減量が必要となっています。
- 分別の徹底が進んでいるものの、雑がみや容器包装プラスチックなどは、まだまだ燃やすごみに多く含まれています。更なる分別の徹底が求められています。
- 生ごみが多く含まれていることから、食材を食べる量だけ購入することや、水切りを徹底することなどによる生ごみの発生抑制、生ごみの資源化などによる燃やすごみの減量が求められています。

収集運搬

- 収集運搬量は減少傾向にあり、ごみ収集量に応じた効率的な収集体制を構築していく必要があります。
- 分別の徹底が図れるように、資源ごみの出しやすい環境づくりが求められています。

中間処理

- 効率的な処理体制の確保のため、新たな民間資源化ルートの確保や最終処分量の削減が求められます。
- 高柳清掃工場は稼働後 27 年、一色清掃工場は 22 年、リサイクルセンターは 33 年が経過しています。機能維持のため、より高度な改修を行うなど、より一層の適正な維持管理が求められているとともに、新施設の整備が急務となっています。

最終処分

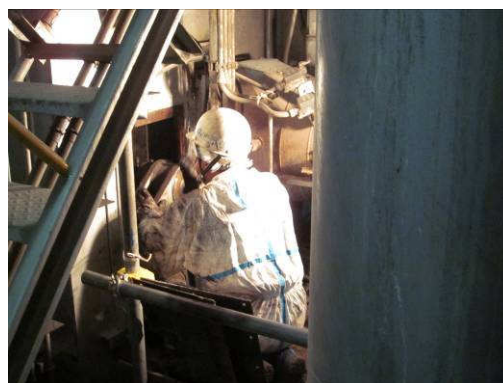
- 下之郷最終処分場は平成 25 年 1 月に使用期限が満了となるため、陶器ガラスくず・化粧品びんの資源化が必要となっています。
- 全国的に最終処分場の確保が困難な状況にあり、埋立処分からの転換が求められています。

その他

- 健全な財政運営を求められる中、ごみの処理経費を削減するため、ごみ減量への取り組みが求められます。



【焼却灰に含まれていた三輪車】

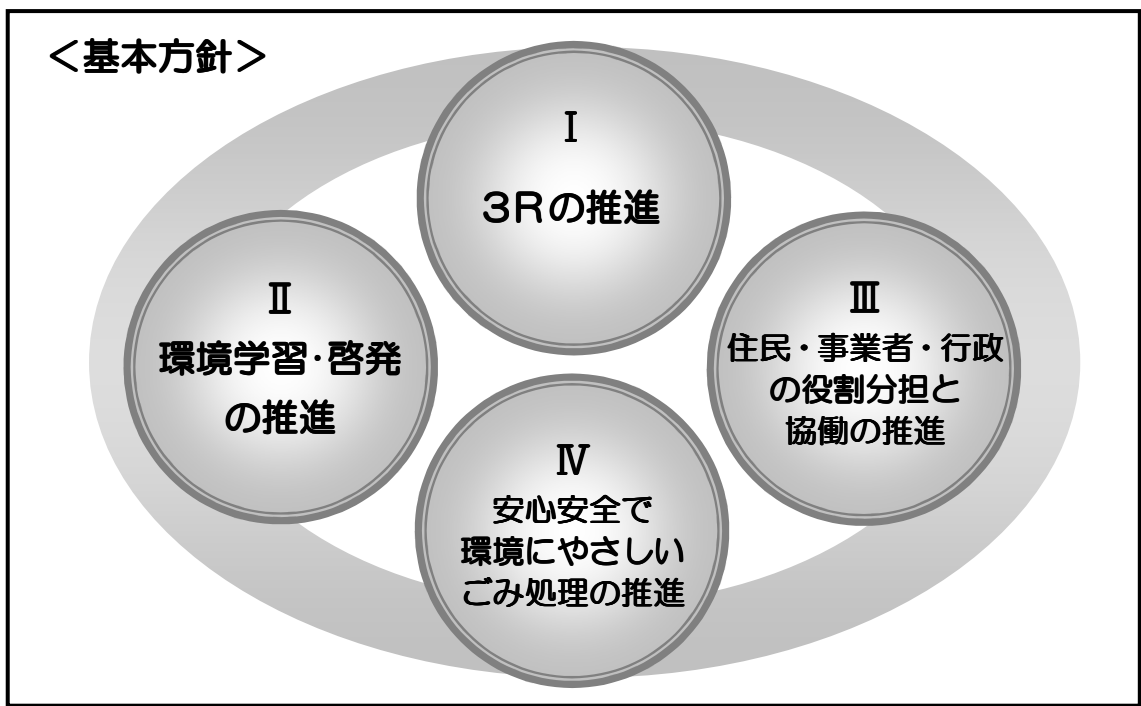


【高柳清掃工場の定期修繕工事】

第2章 基本方針

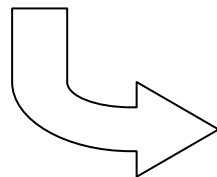
循環型社会の実現のためには、引き続きごみ減量とリサイクルを継続していく必要があります。住民のライフスタイルの変化に伴うごみの多様化を踏まえ、住民・事業者・行政が協働して、ごみの発生から処分までの各段階における取り組みの徹底と、新たな施策への取り組みが求められています。

そこで、ごみ処理における基本方針を次のとおり定めます。



基本方針 I：3Rの推進

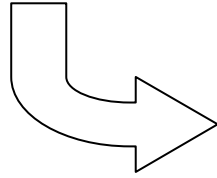
住民・事業者一人ひとりが環境意識を持ち、第一に、ごみにしない、ごみを出さない『ごみの発生抑制（リデュース）』、次に不要となったものをできる限り繰り返し使う『再利用（リユース）』、その上で不要となったものは資源として分別し『再生利用（リサイクル）』する行動を実践することが重要です。また、焼却するしかない燃やすごみの処理においては、可能な限り熱回収を行うなど循環利用に取り組み、3Rによる循環型社会の構築を推進します。



- ・住民・事業者のリデュース、リユース、リサイクル行動の促進
- ・循環利用可能な処理体制の構築

基本方針Ⅱ：環境学習・啓発の推進

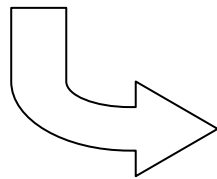
ごみの減量、リサイクルの取り組みを推進するためには、住民、事業者がごみや環境問題に関して正しく認識し、環境に配慮した生活や事業活動を営むことが必要です。そのために、住民・事業者に対する環境学習の場をつくり、啓発や指導を充実します。



- ・環境学習の推進
- ・広報啓発及び指導の充実
- ・学校教育、生涯学習との連携

基本方針Ⅲ：住民・事業者・行政の役割分担と協働の推進

循環型社会を目指すには、住民・事業者・行政の三者がそれぞれの役割と責務を果たすとともに、相互の連携を図って行動する必要があります。三者による適正な役割分担と協働を図るため、三者が実施するごみの減量、資源の有効活用に向けた具体的な行動を明らかにし、広報啓発などを通じて適正処理を推進します。

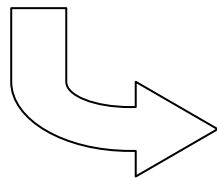


- ・住民・事業者・行政の三者が実施するごみの減量、資源の有効活用に向けた具体的な行動の明確化
- ・広報啓発などを通じた適正処理の推進

基本方針Ⅳ：安心安全で環境にやさしいごみ処理の推進

ごみの収集運搬、中間処理、最終処分にあたっては、発生する環境負荷をできる限り軽減するとともに、ごみ処理に関する住民サービスの充実や環境美化を推進します。

また、災害時などの迅速な公衆衛生確保に向けたごみ処理体制の整備に努めます。



- ・環境負荷の少ないごみ処理の実施
- ・ごみ処理に関する住民サービスの充実
- ・環境美化の推進
- ・災害時などのごみ処理体制整備



第3章 計画目標

第1節 計画期間

本計画は、平成24年度から平成33年度までの10年間の計画期間とします。

なお、概ね5年後、もしくは計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には見直しすることとします。

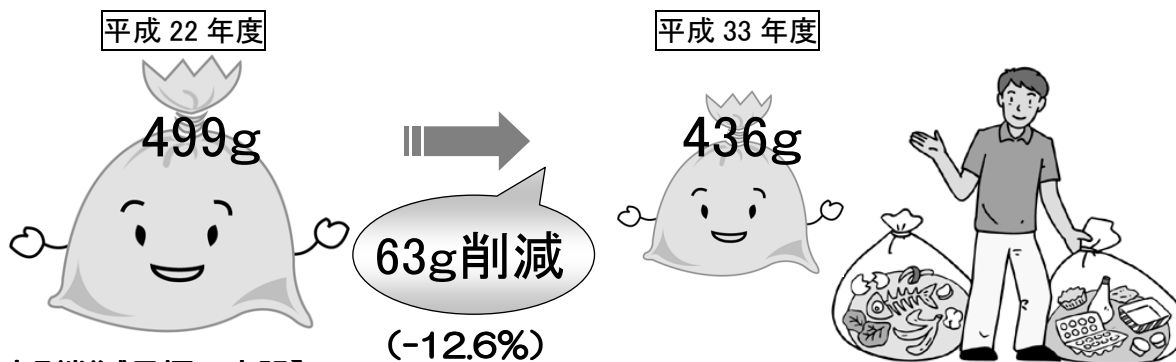
第2節 目標

1 廃棄物の減量化目標

廃棄物の減量化について次に示す目標を設定します。

◆ 家庭系燃やすごみ排出量

1人1日当たり家庭系燃やすごみ排出量を、63g削減の436gを目標とします。



【市別削減目標の内訳】

(焼津市) 紙類資源化	51.7g	容器包装プラスチック分別・発生抑制等	16.7g
		合計	68.4g
(藤枝市) 生ごみ資源化	39.0g	資源分別徹底等	18.8g
		合計	57.8g

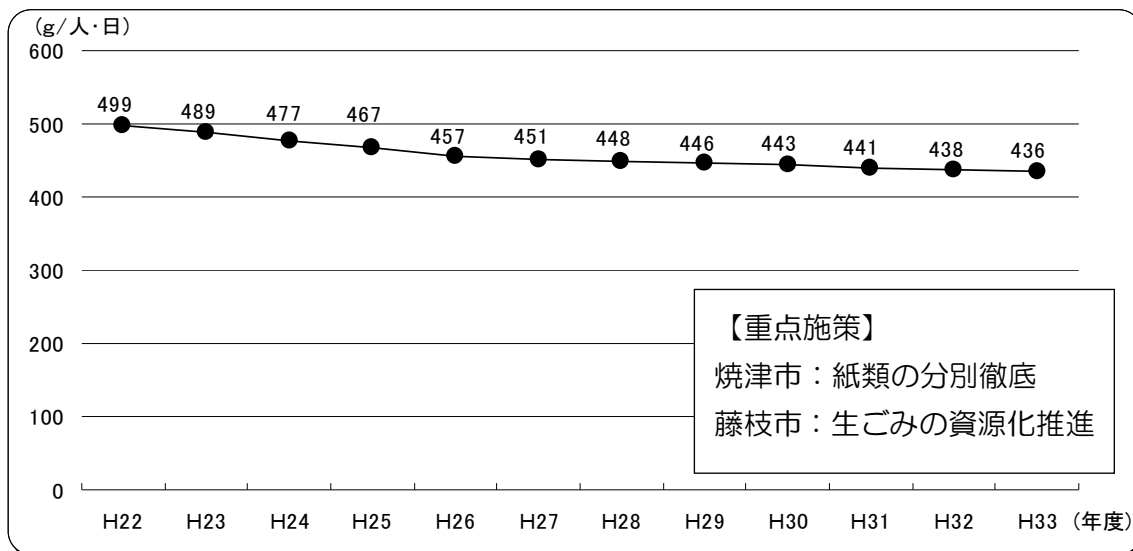


図 1-3-1 家庭系燃やすごみ原単位の推移 (減量目標値)

◆ リサイクル率

リサイクル率*を、6ポイントアップの30%を目標とします。

平成 22 年度

平成 33 年度

24%



30%

6ポイントUP

焼却灰 3.9% 陶器ガラスくず 0.7%
 その他資源 1.6%



*リサイクル率=(資源ごみ+焼却灰の資源化量)/ごみ総排出量

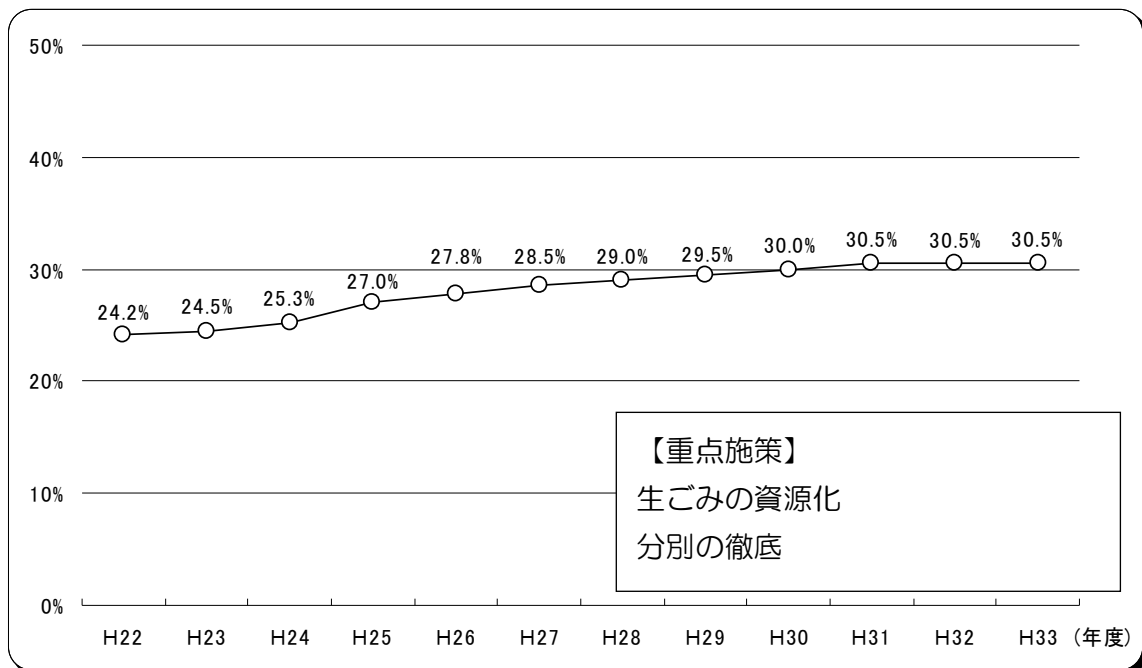


図 1-3-2 リサイクル率の推移 (減量目標値)

◆ **最終処分量（焼却灰・陶器・ガラスくず等）**

最終処分量の目標を、約 70%削減の 1,782 t とします。

平成 22 年度

平成 33 年度

6,599t



1,782t

約 70%削減

【削減目標 4,817t の内訳】

焼却灰 4,103 t 陶器ガラスくず 714 t

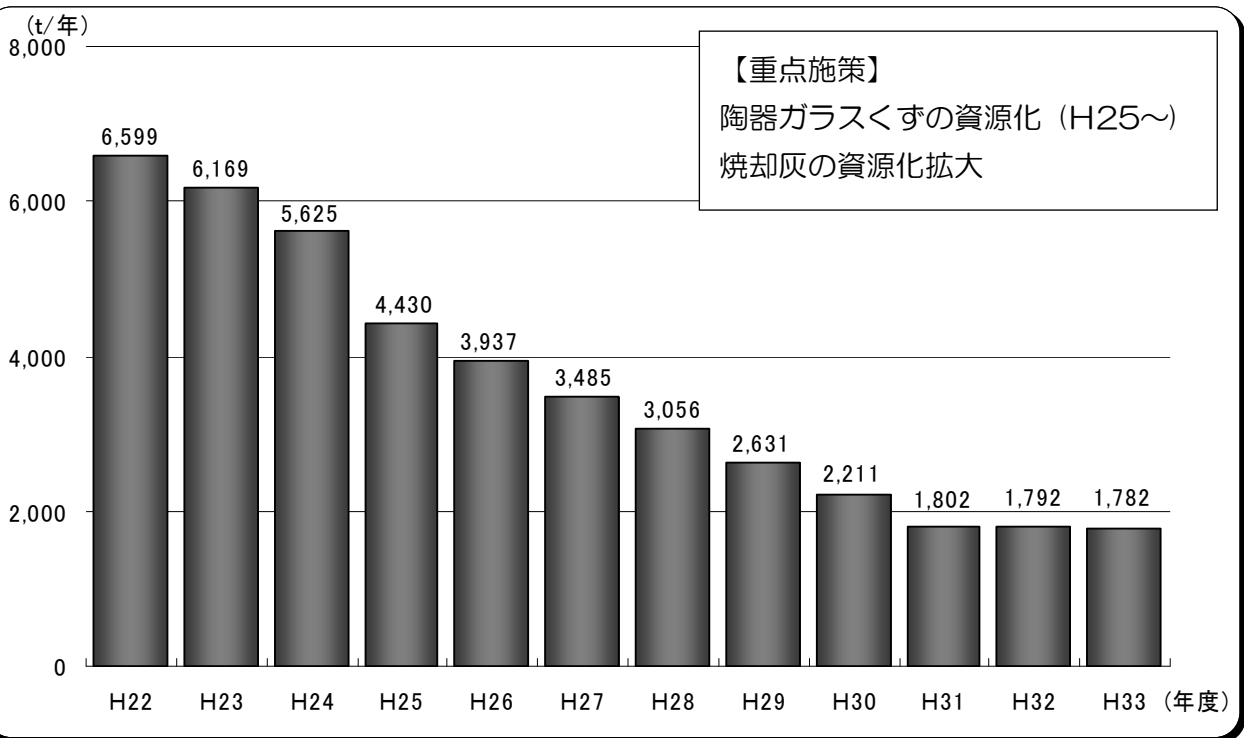


図 1-3-3 最終処分量の推移（減量目標値）

第 3 節 人口の将来予測

人口の将来予測は、それぞれの市の総合計画の人口推計を基本としますが、焼津市においては、第 5 次焼津市総合計画（平成 23 年度～平成 30 年度）で平成 30 年の将来人口を現状を維持する 143,000 人としており、本計画においても平成 33 年まで、この人口を維持するものとししました。

藤枝市においては、第 5 次総合計画（平成 23 年度～平成 32 年度）で平成 32 年の将来人口を 141,000 人としています。併せて平成 37 年までの人口推計を実施しており、その推計値である平成 33 年の人口 140,400 人を計画人口とします。それによる将来人口は、表 1-3-1 に示すとおりとします。

表 1-3-1 将来人口

(単位:人)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
焼津市	143,442	143,387	143,331	143,276	143,221	143,166	143,110	143,055	143,000	143,000	143,000	143,000
藤枝市	143,428	143,442	143,457	143,471	143,486	143,500	143,000	142,500	142,000	141,500	141,000	140,400
計	286,870	286,829	286,788	286,747	286,707	286,666	286,110	285,555	285,000	284,500	284,000	283,400

第 4 節 現状のまま推移した場合のごみ量の見込み（現状推移値）

1 市別ごみ排出量の見込み（現状推移値）

過去のごみ排出量の減少傾向は、減量に向けた取り組みの効果であり、今後新たな取り組みを行わず、現状の取り組みを維持した場合の将来のごみ排出量（現状推移値）は、家庭系は原単位において、事業系は排出量で現況値（平成 22 年度値）を保持すると考えます。図 1-3-4 に示すとおりと見込まれます。

平成 33 年度のごみ排出量は 86,352 t になると見込まれます。これは、平成 22 年度実績値 87,205 t と比較すると 1.0%の減少となります。

市別では、平成 22 年度から平成 33 年度にかけて、焼津市は 0.3%の減少、藤枝市は 1.8%の減少と見込まれます。

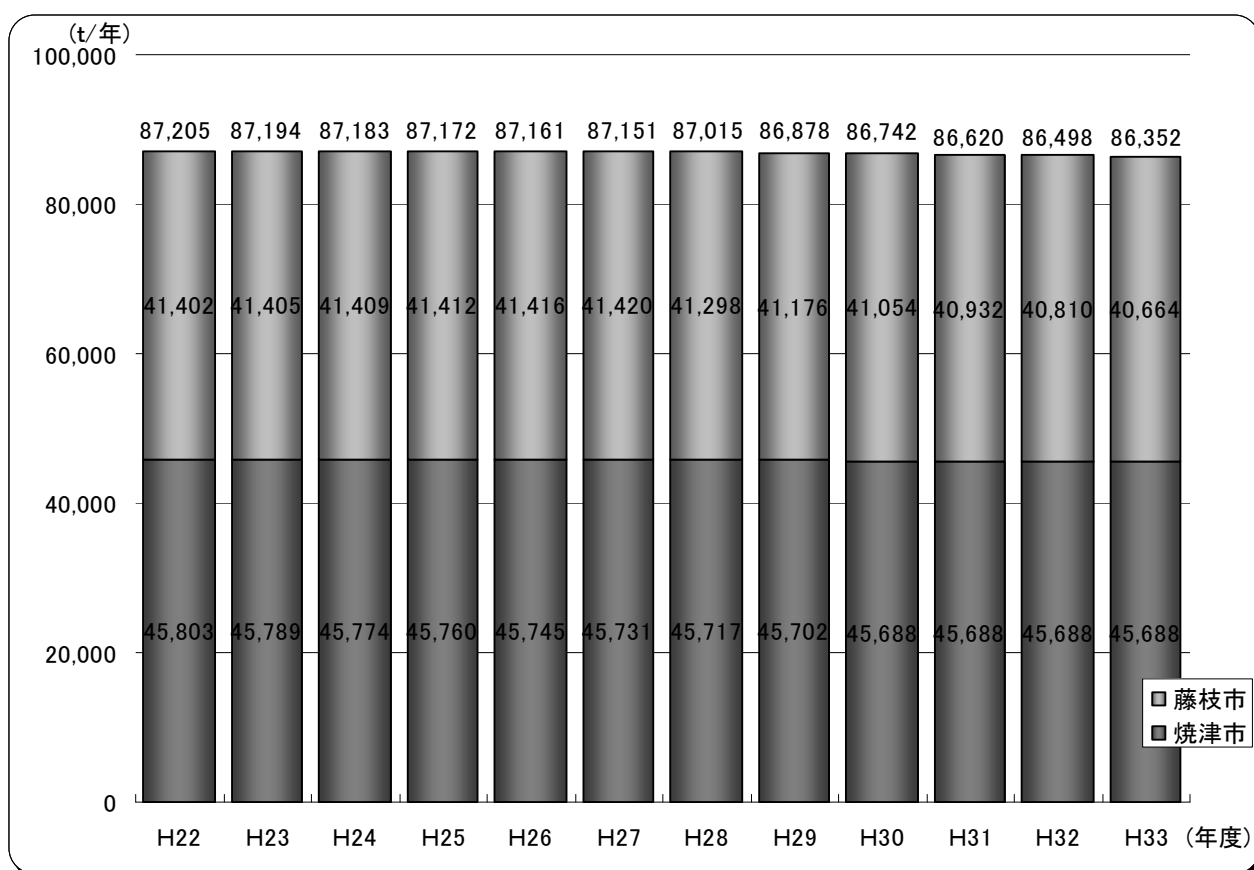


図 1-3-4 市別ごみ排出量の見込み（現状推移値）

2 区別ごみ排出量の見込み（現状推移値）

区別のごみ排出量の現状推移値は、図 1-3-5 のとおりです。

現状のまま推移した場合、ごみ排出量は微減傾向での推移が見込まれます。平成 33 年度における燃やすごみは 65,926 t（平成 22 年度と比較して 0.9%減少）、資源ごみが 20,426 t（同 1.2%減少）になります。

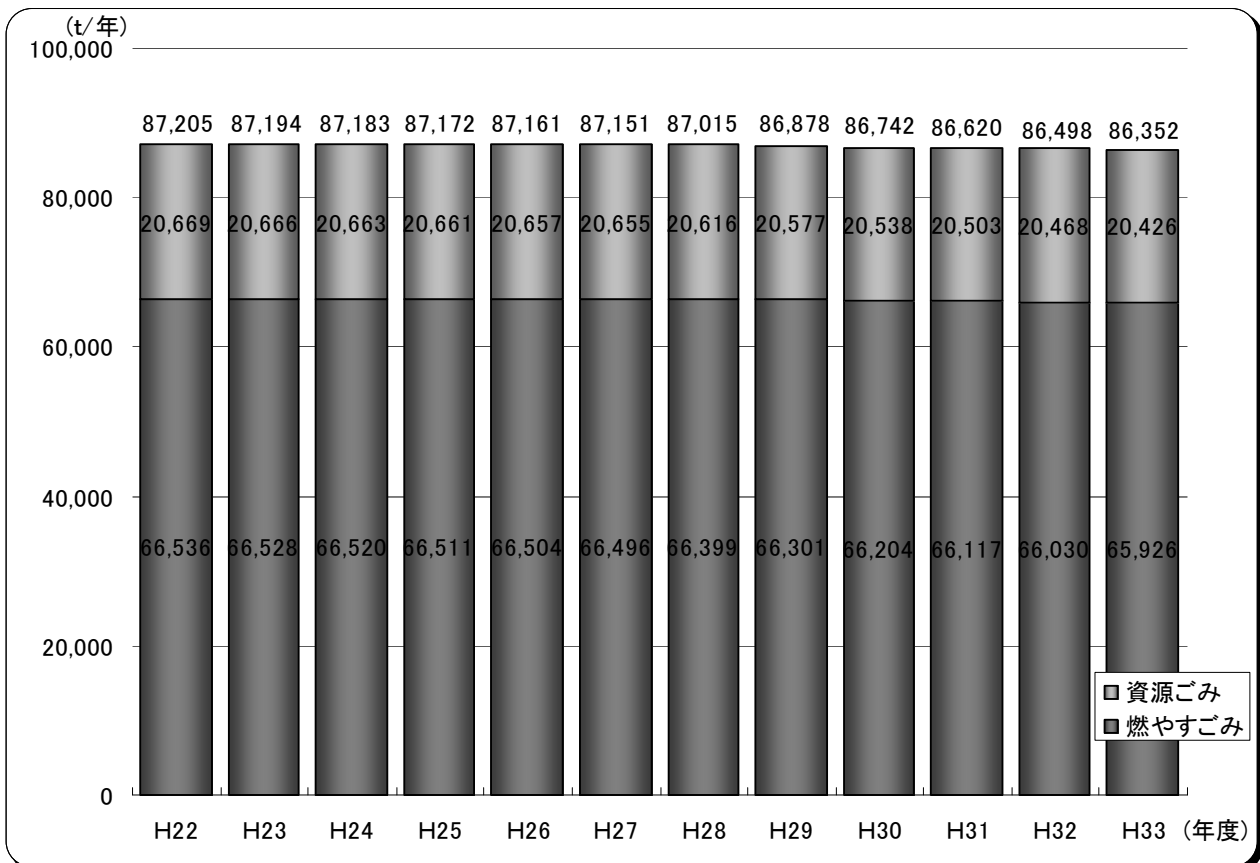


図 1-3-5 分別区別ごみ排出量の見込み（現状推移値）



【搬入されたごみ】

第 5 節 施策などによる減量・資源化効果を見込んだ数値（排出目標値）

1 市別ごみ排出量の見込み（排出目標値）

焼津市・藤枝市のごみ減量施策の推進により、将来のごみ排出量（排出目標値）は、
図 1-3-6 に示すとおりと見込まれます。

目標達成に向けた発生抑制、再使用、再生利用の取り組みを推進することにより、平
成 33 年度のごみ総排出量は 79,428 t になると見込まれ、これは、平成 22 年度実績
値 87,205 t と比較すると 8.9%の減少となります。

市別では、平成 22 年度から平成 33 年度にかけて、焼津市は 9.3%減少、藤枝市は
8.5%減少すると見込まれます。

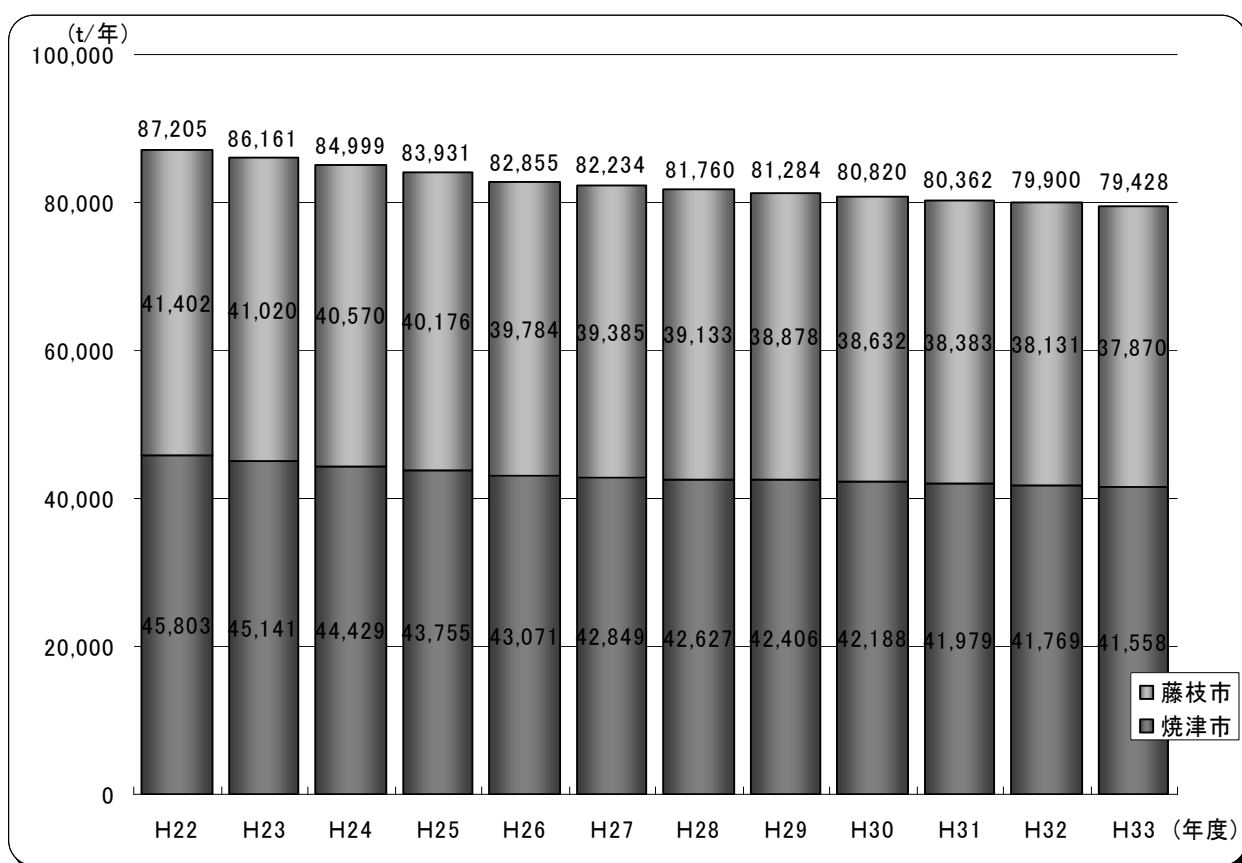


図 1-3-6 市別ごみ排出量の見込み（排出目標値）



【容器包装プラスチックの圧縮梱包】

2 区分別ごみ排出量の見込み（排出目標値）

区分別のごみ排出量の排出目標値は、図 1-3-7 のとおりです。

特に燃やすごみの減量・資源化施策を実施し、資源ごみの分別回収についても発生抑制を徹底することなどにより、現状推移値に対して、燃やすごみ、資源ごみは減少となります。

平成 33 年度における燃やすごみの排出目標値は 59,395 t で、平成 22 年度と比較して 10.7%減少、一方資源ごみは 20,033 t で、3.1%の減少になります。

また、目標年度における排出源別の比較は、燃やすごみが 74.8%、資源ごみが 25.2%となります。

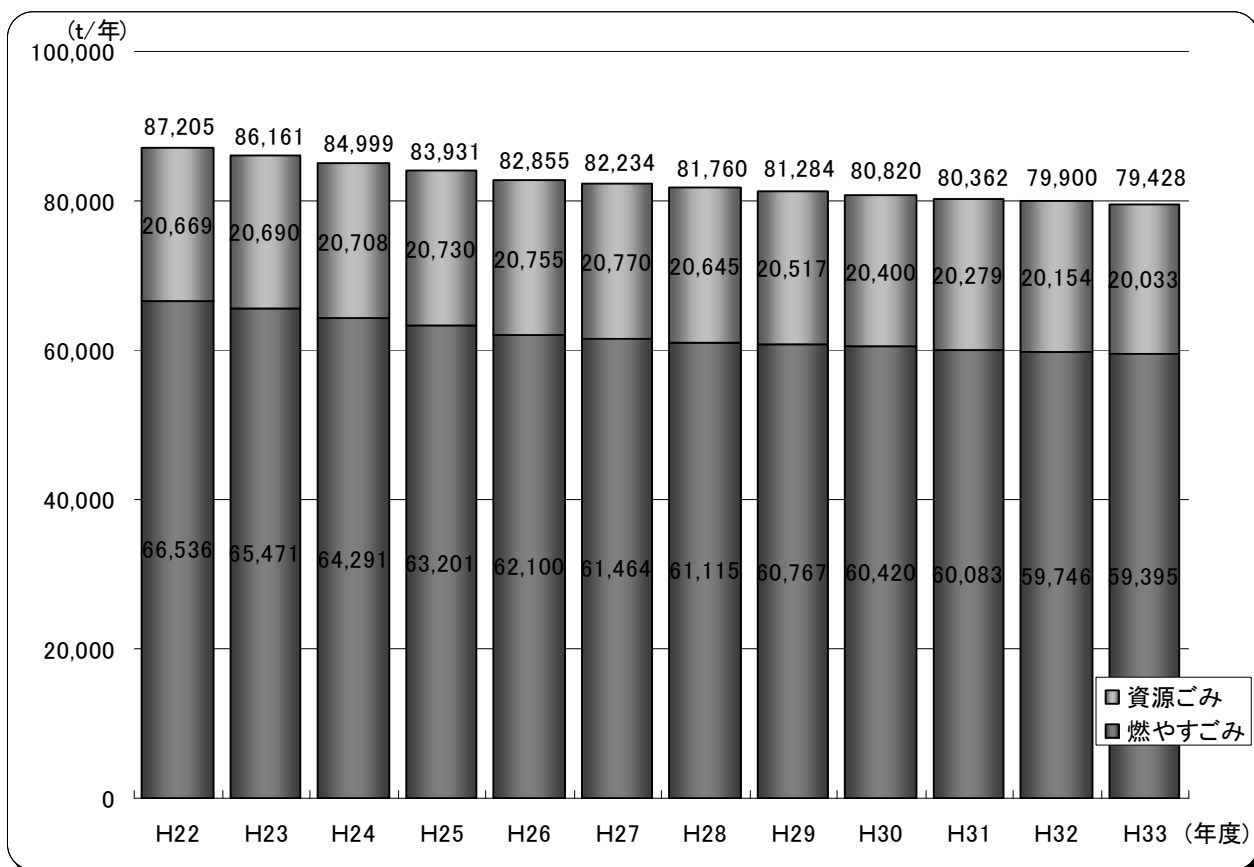


図 1-3-7 収集・分別区分別ごみ排出量の見込み（排出目標値）



【資源ごみの回収状況】

3 燃やすごみ量の見込み（排出目標値）

市別の燃やすごみ量の排出目標値は、図 1-3-8 のとおりです。

平成 33 年度における燃やすごみ量は、焼津市が 31,860 t で平成 22 年度の 10.3% 減、藤枝市が 27,535 t で 11.2% 減になると推定されます。1 日当たりですと、平成 33 年度において焼津市が 87.3 t/日、藤枝市が 75.4 t/日で、計 162.7 t/日となります。

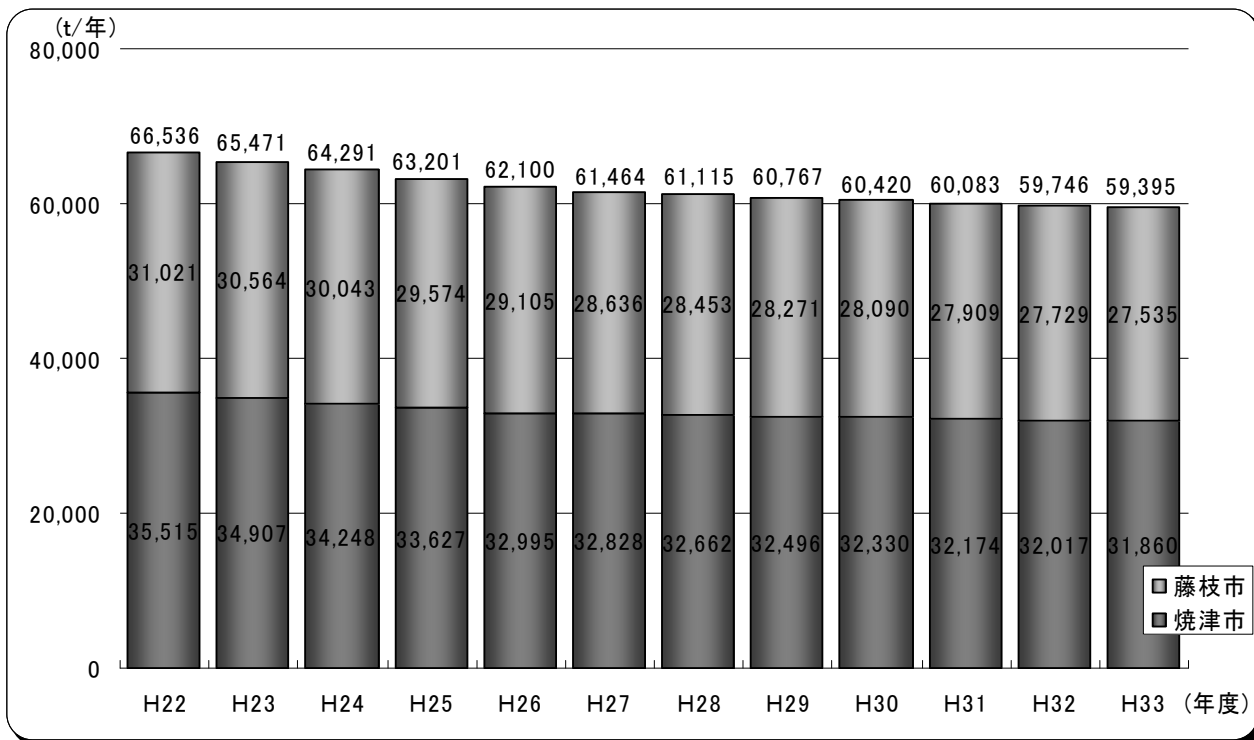


図 1-3-8 市別燃やすごみ量の見込み（排出目標値）

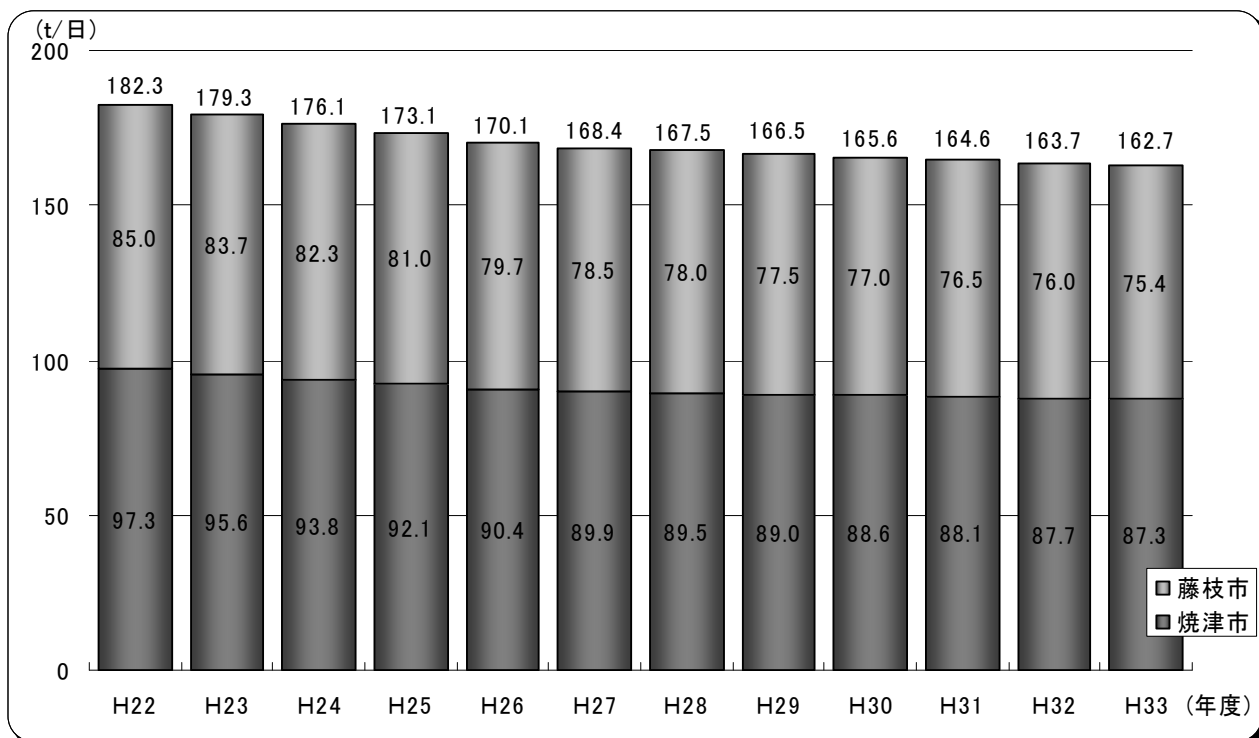


図 1-3-9 1日当たり焼却処理量の見込み（排出目標値）

第 6 節 現状推移値と排出目標値の比較

ごみ排出量の現状推移と排出目標を比較すると図 1-3-10 に示すとおりとなります。平成 33 年度において、排出目標値は 79,428 t であり、現状推移値 86,352 t と比較すると約 6,900 t の減少となります。

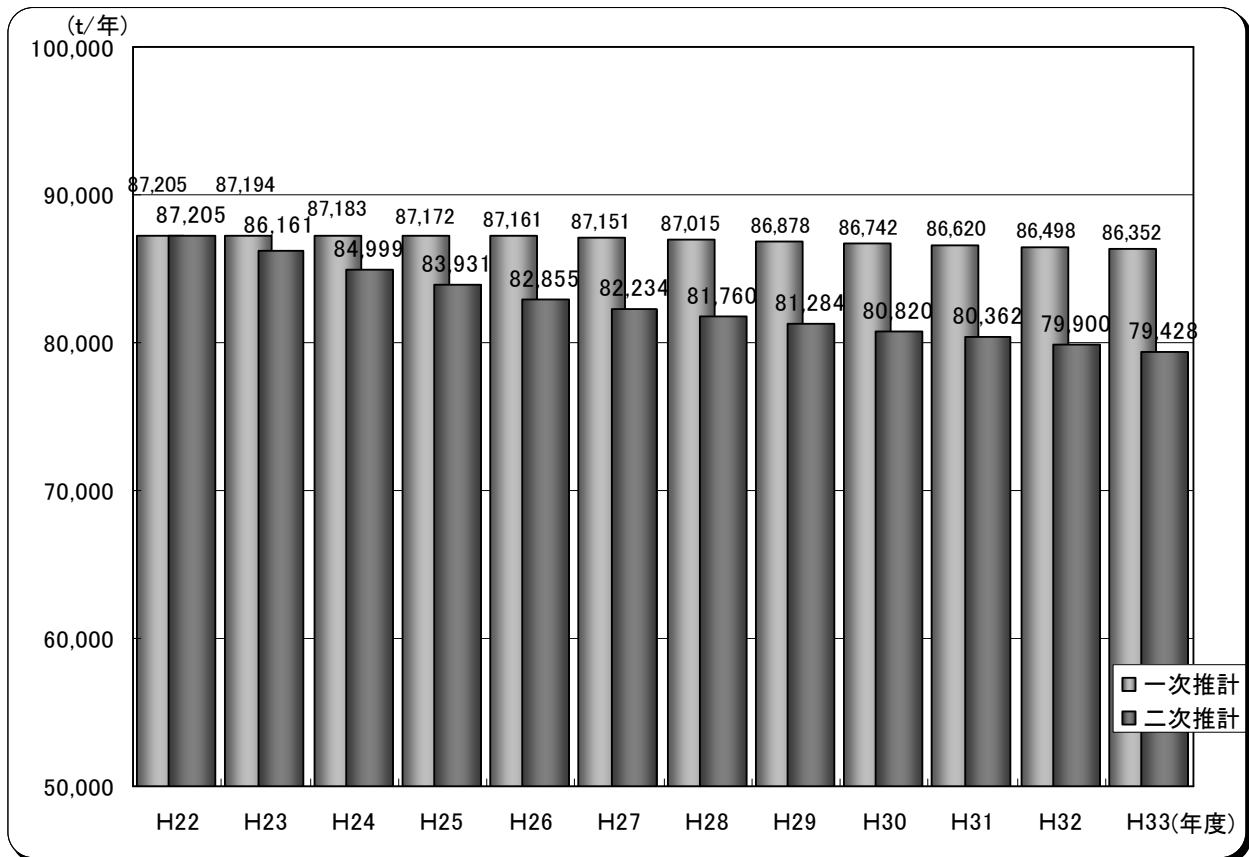


図 1-3-10 ごみ排出量の現状推移と排出目標の比較



【容器包装プラスチックの組成分析】

2 国や県の目標値との検証

国や県の目標値と、本計画の排出目標値を比較すると、以下に示すとおりとなります。

(1) 国の目標値

国の目標は、『第2次循環型社会形成推進基本計画』(平成20年3月策定)において、一般廃棄物の減量化目標が設定されています。

国の目標と本計画の排出目標との比較を表1-3-2に示します。どの項目についても、目標値より大きく上回った推計値となっています。

表 1-3-2 国の目標と本計画の排出目標値(平成27年度)

国の目標	目標値*	推計値 排出目標値
1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)		
平成12年度比で約10%減 (1,000g/人・日[H12])	900	786
1人1日当たりに家庭から排出するごみの量 (g/人・日)		
平成12年度比で約20%減 (608g/人・日[H12])	486	450
事業系ごみ (t/年)		
平成12年度比で約20%減 (18,816t/年[H12])	15,053	14,905

* 国の目標のみた2市合計ごみ量の目標値

1人1日当たりに家庭から排出するごみの量は資源ごみを除く

(2) 県の目標値

県の目標は、『ふじのくに廃棄物減量化計画』(平成23年3月策定)に一般廃棄物の減量化目標が設定されています。

県の目標と本計画の排出目標との比較を表1-3-3に示します。どの項目についても、目標値より大きく上回った推計値となっています。

表 1-3-3 県の目標と本計画の排出目標値(平成27年度)

県の目標	目標値*	推計値 排出目標値
1人1日当たりの排出量 (g/人・日)		
平成20年度実績(889g/人・日)から1割削減	800	786
最終処分量 (t/年)		
平成20年度実績(7,215t/年)から22%削減	5,628	3,485

* 県の目標のみた2市合計ごみ量の目標値

第4章 目標達成のための行動計画

第1節 基本方針に基づく主な施策

基本方針に基づいた施策は図1-4-1に示すとおりとします。

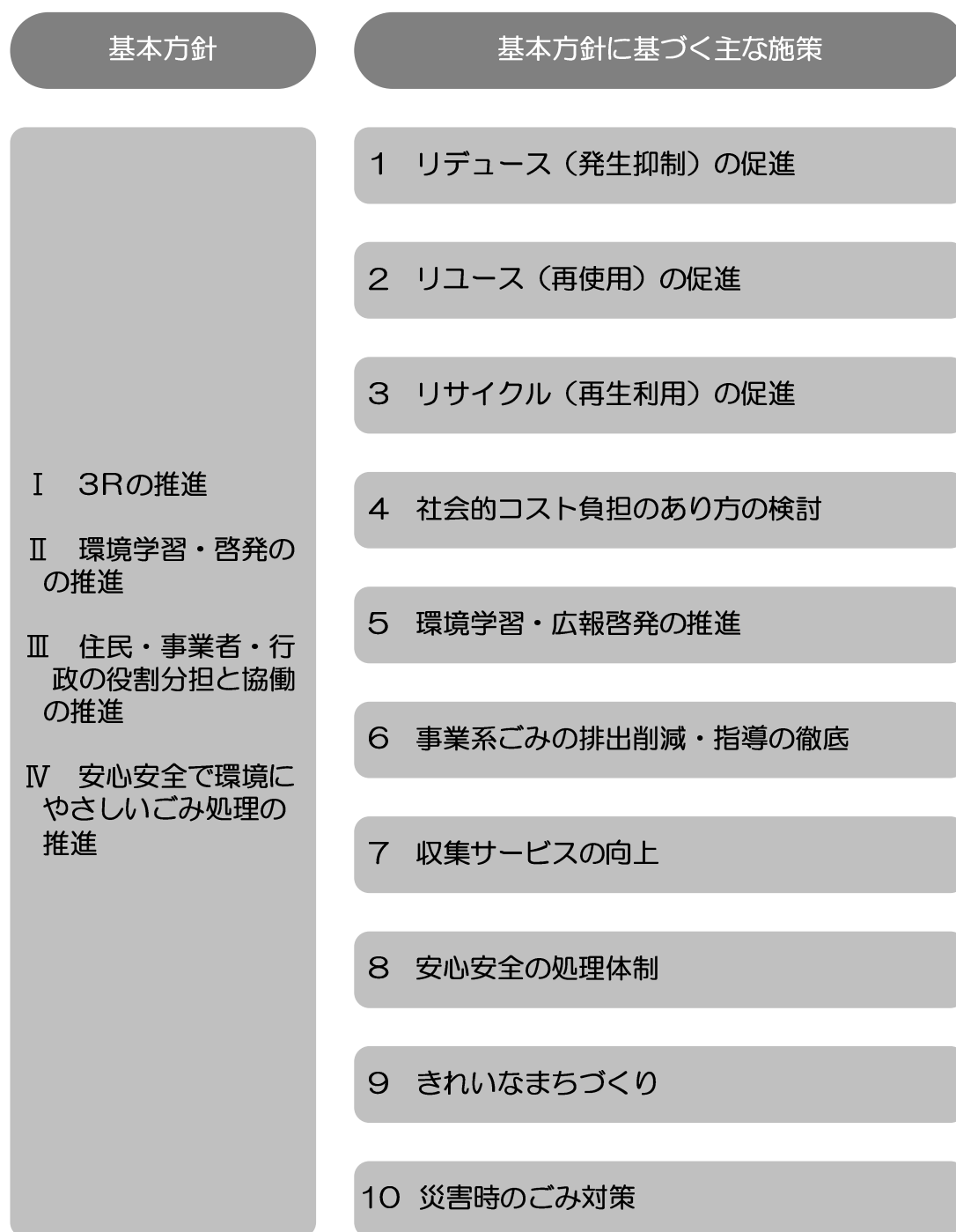


図1-4-1 施策体系図

1 リデュース（発生抑制）の促進

3Rの中で最も大切な「ごみにしない」「ごみを出さない」ライフスタイルへの取り組みを推進します。

(1) ごみにしない買い物の推進

内容	
今までの大量生産・大量消費のライフスタイルから、いい物を長く大切に使うことや、物の製造・販売に掛かるエネルギーを考えた無駄の無い消費行動、本来ならごみにしなくてもいい「もったいない」の精神を基本とした消費行動への転換を促進します。	
具体的な行動	
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・長く使える物品の購入 ・詰め替え製品の購入 ・エコショップの活用 ・マイバッグの使用 ・グリーン購入の推進
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・エコショップの登録 ・マイバッグ運動への協力 ・マイはし、マイカップ割引制度推進 ・簡易包装の推進 ・グリーン購入の推進
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスの現状を住民に周知 ・ごみになりにくい商品販売店のエコショップ認定 ・マイはし、マイカップ割引店舗募集 ・マイバッグコンクールの開催 ・グリーン購入の推進

(2) ごみを出さない調理方法の普及

内容	
家庭から発生するごみの中で、もっとも多い生ごみを減らすために、調理の過程における見直しを促します。	
具体的な行動	
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・エコクッキングの実施 ・生ごみの水切り実施 ・食材を無駄にしない買い物方法のPR
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・食べ切れる量に応じたメニューの工夫
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・エコクッキング、エコショッピング教室の開催 ・ごみ減量説明会参加者への水切り奨励

2 リユース（再使用）の促進

生活の中で不要になってしまった物を、ごみとしないでアイデアや工夫で新たな必需品として再使用する取り組みを推進します。

(1) 不用品交換の場の創設

内容	
自分にとって不要になった物でも他人にとっては必要な物があります。使える物は、可能な限り使い続ける精神で、不用品が循環する仕組みを作ります。	
具体的な行動	
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・不用品交換の実施 ・フリーマーケット、リサイクルショップの活用
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・不用品交換・売却の実施
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・不用品バンクの創設及び拡充 ・フリーマーケット情報の提供 ・リサイクルショップ活用の促進

(2) 不用品にしないリペア（修理）の促進

内容	
壊れてしまって不要になってしまう物も、修理して使えるようにする場の提供を創設します。	
具体的な行動	
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・リペア・リユースの実施 ・まちの修理工房の利用
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・電化製品や家具など、販売した製品の修理実施
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・リペア・リユース工房の開設 ・リペア・リユース教室の開催 ・電化製品や家具など、まちの修理工房の情報提供



【燃やすごみに含まれていた未開封食品】

3 リサイクル（再生利用）の促進

どうしても捨てることしか出来ないものについては、適正な分別を行い、新たな物に生まれ変わるリサイクルの徹底を推進します。

(1) 資源ごみの出しやすい環境づくり

内容	
分別徹底を図るため、資源ごみの出しやすい環境づくりを行います。	
具体的な行動	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすいごみの分別ハンドブックの作成 ・拠点回収の充実 ・店頭回収事業者の公表 ・子ども会や自治会等が実施している集団回収の奨励

(2) 適正なりサイクル促進

内容	
住民・事業者が分別したごみの適正なりサイクルを実施します。	
具体的な行動	
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・分別の徹底
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・分別の徹底
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・適正なりサイクル処理ルート確保 ・分別したごみの処理方法の情報提供 ・民間資源化ルート確保

(3) 新たなりサイクルの促進

内容	
現在、埋立処分や焼却処分している品目についても、新たな資源化処理ルートの検討を行います。	
具体的な行動	
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・分別協力
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・分別協力
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・陶器ガラスくずの資源化処理 ・焼却灰等の副生成物の資源化促進 ・未利用バイオマスの利活用の検討 ・ごみの焼却に伴って発生する熱エネルギーの有効利用

(4) 生ごみの資源化推進

内容	
燃やすごみの中に最も多く含まれる生ごみの資源化を促進します。	
具体的な行動	
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用生ごみ処理機の導入 ・生ごみの自家処理の実践 ・生ごみ分別収集への協力
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業用生ごみ処理機の導入 ・生ごみ資源化業者の活用 ・生ごみ資源化の推進
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの分別収集資源化事業 ・地域循環型生ごみ処理機の導入推進 ・生ごみ資源化処理、分別収集の更なる研究 ・家庭用生ごみ処理機購入費への助成 ・事業用生ごみ処理機補助の検討 ・食品リサイクル法の普及啓発 ・生ごみ資源化の啓発 ・生ごみ資源化業者の誘致・育成 ・生ごみ処理の市民コミュニティの支援 ・生ごみからできた堆肥の有効利用ルートの開拓

(5) 雑がみの資源化促進

内容	
分別されないまま、燃やすごみに混入しやすい雑がみの分別徹底を図ります。	
具体的な行動	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・分別徹底 ・集団回収の実施協力
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・分別徹底
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・収集回数、方法等の充実 ・雑がみの分別方法の周知徹底 ・雑がみ袋の提供



【藤枝市環境フェスタ】

4 社会的コスト負担のあり方の検討

ごみの排出量に応じた受益者費用負担の観点から、社会的コスト負担のあり方を見直します。また、適正に排出した住民が不利にならないよう、不適切排出者に対しての指導を徹底します。

(1) 家庭ごみの有料化検討

内容	
全国約6割の自治体が導入している家庭ごみの有料化について、導入の調査検討を行います。	
具体的な行動	
行政	<ul style="list-style-type: none">・ 導入事例の調査（効果・方法等）・ 従量制、定量制の検討・ 指定袋の販売方法・価格等の検討

(2) 事業系ごみの手数料の適正化

内容	
清掃工場に持ち込まれる事業系ごみの手数料について排出者責任の観点から見直しを図ります。	
具体的な行動	
行政	<ul style="list-style-type: none">・ 50kg 以下無料廃止の検討・ 手数料の見直し（現行 10 kg当たり 140 円）

(3) 不適正排出者の指導

内容	
不適切なごみの排出者に対しての指導を徹底します。	
具体的な行動	
行政	<ul style="list-style-type: none">・ イエローカードによる周知・ 燃やすごみ排出時の巡回指導・ ごみ組成分析調査の実施及び調査結果の公表・ 適正排出の経済的・環境的メリットのPR・ 転入者やアパート家主への分別徹底の協力体制構築

5 環境学習・広報啓発の推進

近年問題となっている、地球温暖化やエネルギー問題など、広く環境問題について学校と地域が連携した環境教育や環境学習を推進するとともに、環境に関する情報の収集や提供などの充実を図ります。

(1) 子どもへの環境教育の実施

内容	
これからの世代を担う子どもたちに対し、3Rの重要性やごみ処理の大切さなどを学習する場をつくります。	
具体的な行動	
住民	・環境学習・環境イベント等への参加
事業者	・子供向け環境学習への協力
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃工場見学会の実施 ・子ども向け、ごみ減量副読本の作成 ・環境ポスターコンクールの開催 ・環境イベントの実施 ・親子ごみ処理体験学習会の開催 ・幼稚園や学校における環境教育の実施

(2) 環境生涯学習の実施

内容	
環境に配慮したライフスタイルが身につくよう、すべての世代が環境問題を学習できる環境をつくり、生涯学習を推進します。	
具体的な行動	
住民	・環境学習、環境イベントへの参加
事業者	・環境学習への協力
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・リペア・リユース工房の開設 ・ごみ減量・環境学習講座の開設 ・おとなの清掃工場見学会の開催 ・ごみ減量出前講座の開催 ・公民館活動と連携した環境教育の実践

(3) 積極的な啓発・PRの実施

内容	
住民や事業者に対して、ごみ減量や処理に関する情報を積極的に提供します。	
具体的な行動	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ組成分析調査の実施・公表 ・ごみ減量情報のHP、広報誌での積極的な提供 ・もったいないアクションデー、推進月間の設定 ・環境フェスタの開催 ・ごみ減量キャラクターによるPR

(4) 地域の環境ボランティアリーダーの育成

内容	
ごみ減量や資源化の促進について住民のリーダーとして地域を引っ張るボランティアリーダーを育成し、団体の活動支援を行います。	
具体的な行動	
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・行政との連携強化
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・環境衛生自治推進協会との連携強化 ・環境リーダー育成研修会の開催 ・環境団体のネットワーク化の推進



【小学生の清掃工場見学会】

6 事業系ごみの排出削減・指導の徹底

会社などの事業活動により排出されるごみの排出削減などを行うよう、指導やPRを推進します。

(1) 適正排出への指導

内容	
産業廃棄物の混入防止など、清掃工場に持ち込むごみの適正な指導を行います。	
具体的な行動	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・企業による清掃工場見学の実施 ・産業廃棄物の適正処理
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の混入防止の推進 ・搬入物検査の実施 ・中小規模事業者への指導 ・事業系廃棄物の処理に関するPR ・収集運搬許可業者との連携 ・優良事業所の公表

(2) 排出削減の指導

内容	
一般家庭同様に事業所に対しても積極的にごみ減量を呼びかけます。	
具体的な行動	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・減量計画書の作成 ・エコアクション21認証取得の取り組み ・事業系生ごみ処理機の導入 ・商店街やオフィスビル単位で紙類の共同収集を行うオフィス町内会の設立
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・多量排出事業者への減量計画書の作成依頼 ・エコショップマップの作成 ・エコアクション21認証取得推進 ・事業系生ごみ処理機の導入促進



【エコアクション21】



【企業による清掃工場見学会】

7 収集サービスの向上

効率的なごみ収集体制の構築と収集サービスの向上を図ります。

(1) 収集サービスの向上

内容	
収集環境の改善や、高齢者等の排出困難者への対応など、収集サービスの向上を図ります。	
具体的な行動	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・低公害車の導入促進 ・高齢者などの排出困難者へのふれあい収集の実施 ・収集回数の見直し ・収集ルートの見直し

8 安心安全な処理体制の確立

安心安全な処理体制を確立するため、環境負荷の少ないごみ処理施設を整備します。

(1) 処理体制の確立

内容	
適正な施設管理に務め、安定した処理体制を維持するとともに、周辺環境保全の確保を図ります。	
また、既存施設の老朽化対策と生活環境向上のため、資源循環型を基本とした環境にやさしい新たなごみ処理施設を整備します。	
具体的な行動	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の適正な維持管理 ・(仮称)クリーンセンターの整備 ・積極的な情報開示



【高柳清掃工場公害観測モニタリング】

9 きれいなまちづくり

道路や河川などにごみが捨てられていない、きれいなまちになるよう、環境美化の促進や不法投棄を防止します。

(1) 環境美化の向上

内容	
地域の住環境向上のため、環境美化活動を推進します。	
具体的な行動	
住民	・ イベントや活動への参加
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ リパークリーン、ビーチクリーンの促進 ・ 生ごみ堆肥による花いっぱい運動の開催 ・ 清掃ボランティアの表彰 ・ 道路河川のアダプトプログラム（里親制度）の実施

(2) 不法投棄の防止

内容	
不法投棄をされないよう、積極的な啓発活動を行います。	
具体的な行動	
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き地の適正管理の啓発 ・ 不法投棄パトロールの強化 ・ 不法投棄監視協定の締結 ・ 警察との連携強化



【市民による海岸清掃】



【ポイ捨てされたごみ】

10 災害時のごみ対策

災害廃棄物が発生した場合、速やかに対応できる体制を整えます。

(1) 災害廃棄物への迅速な対応

内容	
早期災害復旧と衛生環境の確保のため、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理体制の整備に努めます。	
具体的な行動	
行政	<ul style="list-style-type: none">・ 災害廃棄物の一時保管場所、分別区分、搬入方法などの調査検討・ 災害廃棄物処理計画、各施設における作業マニュアルの作成の推進・ 県及び周辺市町との連絡体制の確立



【高柳清掃工場の運営状況】

第 2 節 (仮称)クリーンセンターの整備

1 整備の必要性

現在稼働中のごみ処理施設は、高柳清掃工場、一色清掃工場及びリサイクルセンターの 3 施設あります。高柳清掃工場は稼働後 27 年、一色清掃工場は稼働後 37 年（基幹的整備後 22 年）、リサイクルセンターが稼働後 33 年経過しています。いずれのごみ処理施設とも整備後、長期間が経過しており、老朽化への対応とあわせ、資源循環型を基本とした環境にやさしい新たにごみ処理施設の整備が急務となっています。

2 施設整備の基本方針

(仮称)クリーンセンターは、「高柳清掃工場」、「一色清掃工場」及び「リサイクルセンター」3施設の機能を集約した施設とし、環境保全と安全性を第一に、併せて、資源化の推進、最終処分量の削減、ごみ処理コストの低減、熱エネルギーの有効利用を図り、地域住民に信頼される「安全で安心な処理施設」を目指します。

1 環境負荷の低減<環境負荷低減>

(仮称)クリーンセンターの整備に当たっては、最新技術を導入し、国・県等で定める規制基準を遵守することは当然のこと、可能な限り環境負荷の低減を図るものとします。

また、処理方式については、安定的な稼働を第一に、ダイオキシン類をはじめとした有害化学物質等の排出を最大限抑制できる方式とします。

2 最終処分場に依存しない処理システムの整備<資源循環>

全国的に最終処分場の確保が難しくなっている状況に鑑み、最終処分場に依存しない処理システムの構築を目指し、処理の過程で発生する焼却灰等については、可能な限り資源化を図ります。

3 民間資源化ルートの活用<民間活力推進>

これまでも資源化が可能な物については、民間の資源化ルートを活用しています。今後も資源ごみなどの適正な処理と効率的なリサイクルを推進するため、積極的に民間処理施設の活用を進め、公共施設としての処理を出来る限り軽減します。

4 ごみ処理コストの低減<コスト低減>

(仮称)クリーンセンターは、効率的機能を集約した拠点施設とし、建設費及び維持管理費全般について、ごみ処理コストの低減を図ります。

5 ごみのもつエネルギーの有効利用<地球温暖化防止>

ごみ焼却に伴って発生する熱エネルギーを有効に活用し、地球温暖化防止に貢献できる施設整備を図ります。

6 地域共生型施設の整備<地域共生>

周辺環境の保全に配慮し、環境学習や環境活動など、さまざまな環境情報を発信する拠点として、住民に開かれた地域共生型の施設とします。

3 施設整備の概要

計画期間内に予定される施設の整備概要を以下に示します。

1 施設規模

施設規模をごみ量推計に基づき試算すると、表 1-4-1 に示すとおりとなります。なお、着工前年度まで、必要に応じた見直しを行います。

- 燃やすごみ処理施設 230 t/日
- 資源ごみ処理施設 5 t/日 (日平均取り扱い量)

※平成 30 年度の排出量より算出。

表 1-4-1 ごみ処理施設の整備計画概要

【燃やすごみ処理施設】 (施設設定年度:平成30年度)

処理対象量	(日平均処理量)	165.6 t/日
1 家庭系(収集)燃やすごみ処理量		126.3 t/日
2 事業系(直接搬入)燃やすごみ処理量		39.3 t/日
施設規模	処理対象量÷稼働率	= 165.6t/日 ÷ 73.6% ÷ 230 t/日
稼働率	実稼働率×調整稼働率	= 76.7% × 96.0% 73.6 %
実稼働率	厚生省通知で定める実稼働率	= 280日/年 ÷ 365日 76.7 %
調整稼働率	厚生省通知で定める調整稼働率(故障等の対応)	96.0 %

注)四捨五入により収支が一致しない場合があります。

【資源ごみ処理施設】 (施設設定年度:平成30年度)

取り扱い量	(日平均取り扱い量)	5.0 t/日
1 アルミ類	= 203t/年 ÷ 365日	0.6 t/日
2 蛍光灯	= 42t/年 ÷ 365日	0.2 t/日
3 陶器ガラスくず	= 615t/年 ÷ 365日	1.7 t/日
4 その他びん	= 254t/年 ÷ 365日	0.7 t/日
5 乾電池	= 71t/年 ÷ 365日	0.2 t/日
6 一般持込み	= 557t/年 ÷ 365日	1.6 t/日

※上記の内容は、平成 30 年度に施設が稼働することを想定して計算しています。

2 資源エネルギーの有効利用と地域共生型施設への転換

○ ごみ発電などの高効率化

燃やすごみ処理施設整備に当たっては、焼却処理等に伴って発生する熱エネルギーを高効率で回収できるボイラーや発電設備の導入を図るなど、熱エネルギーの活用を積極的に推進します。

○ 焼却灰などの資源化

最新技術などを駆使し、焼却灰などを可能な限り資源化するシステムとします。

第 5 章 計画遂行のための進行管理

本計画の進行管理においては、図 1-5-1 に示すように Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し）のいわゆる PDCA サイクルにより継続的に検証、見直し、評価を行っていくものとします。計画の評価については、本計画に示した 5 年後の目標達成時の将来ごみ量を中間目標と捉え、計画の進捗状況を確認し評価します。また、「市町村一般廃棄物処理システム比較分析」における評価についても進捗状況を図るひとつの指標と捉え計画の進行状況を管理するものとします。

計画の進捗状況については、概ね 5 年を評価時期として、評価、見直しに関する意見を求め、評価結果を広く住民に公表すると共に、評価意見を踏まえ、見直し検討も含めた計画進行を行うこととします。

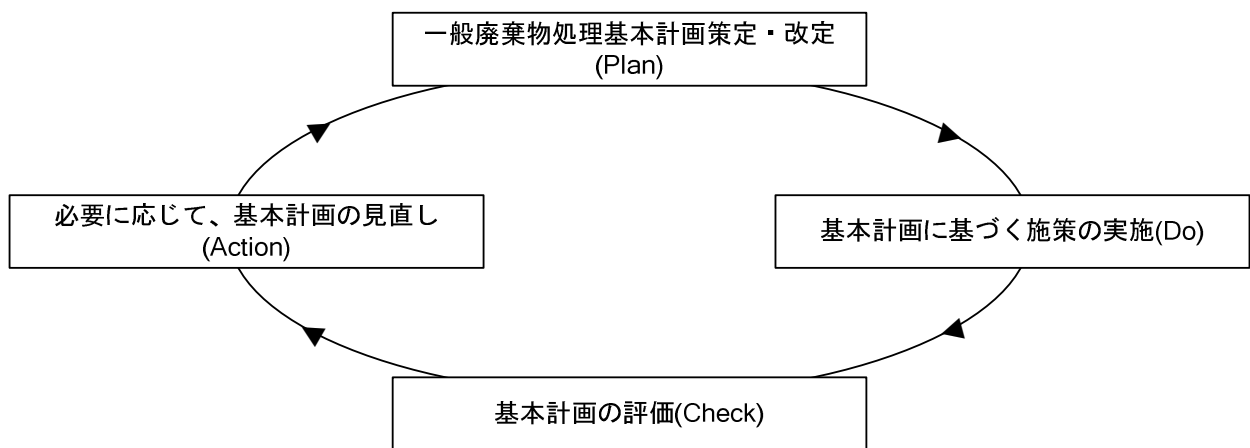


図 1-5-1 計画進行管理の概念図

Plan (計画)	目標を定めた計画を策定する。
Do (実行)	住民・事業者・行政のパートナーシップによる計画の推進
Check (評価)	取り組み内容について指標等と比較し評価を行い、その内容を公表する。
Action (見直し)	達成状況の評価や諸条件の変動などを踏まえた計画の見直しを行う。

第 2 編 生活排水処理基本計画

第 1 章 生活排水処理の現状

第 1 節 生活排水処理の実績

1 生活排水処理の現状

本地域における生活排水（し尿及び生活雑排水）の処理形態は、図 2-1-1 に示すとおり、公共下水道、コミュニティプラント、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及びし尿汲み取り方式で行っています。

汲み取りし尿と浄化槽汚泥は、し尿処理施設（藤枝環境管理センター及び大井川環境管理センター）で適正に処理しています。

公共下水道供用区域においては、し尿と生活雑排水は公共下水道処理施設で処理しています。

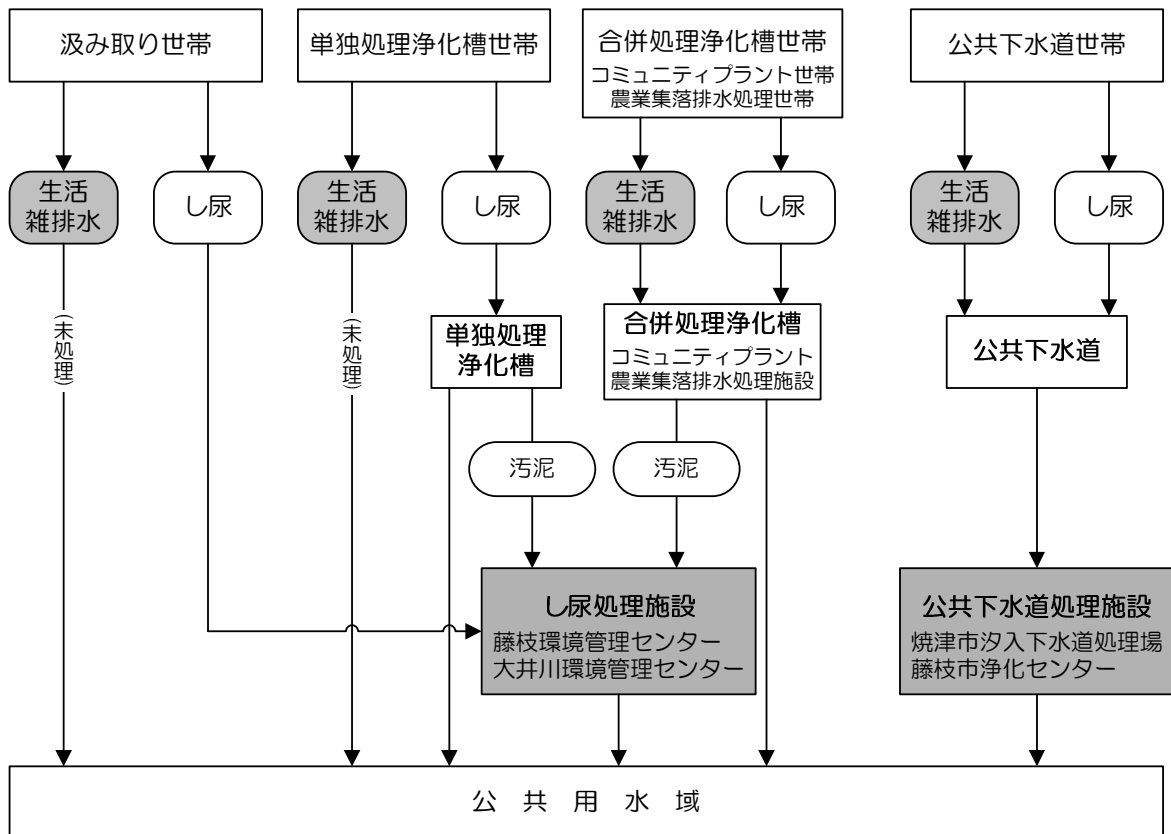


図 2-1-1 生活排水処理の流れ

※浄化槽法では、平成 13 年 4 月 1 日以降、単独処理浄化槽の新設は原則禁止され、合併処理浄化槽を「浄化槽」と定義し、既設の単独処理浄化槽は「みなし浄化槽」としてはいますが、「浄化槽」と言う表現は誤解を生じやすいため、本計画では、従来どおり、「単独処理浄化槽」、「合併処理浄化槽」と記載するものとします。

- ・ 単独処理浄化槽：し尿のみを処理する。
- ・ 合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水を併せて処理する。

2 生活排水処理形態別人口

本地域における計画処理区域内人口の構成は、図 2-1-2 に示すとおりです。

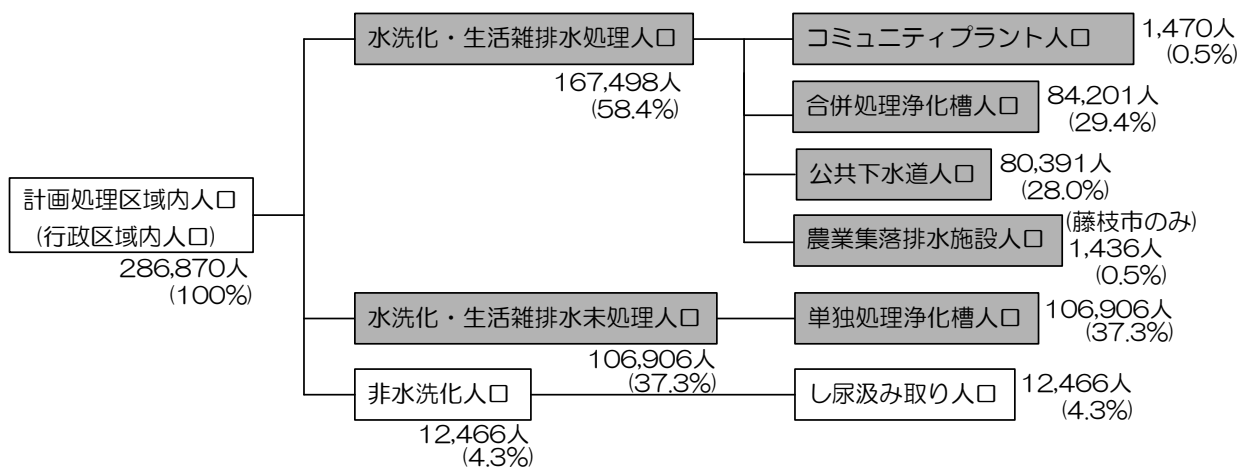


図 2-1-2 計画処理区域内人口の構成

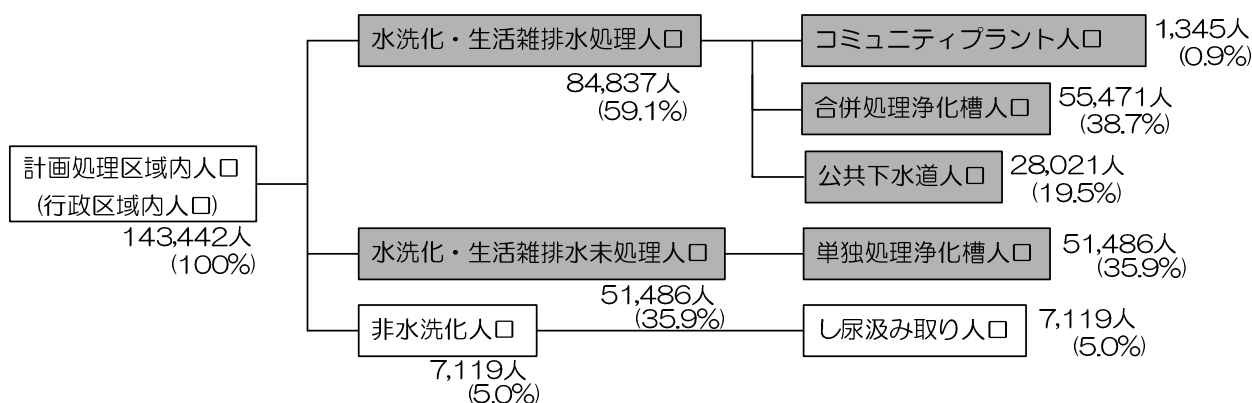


図 2-1-3 計画処理区域内人口の構成 (焼津市)

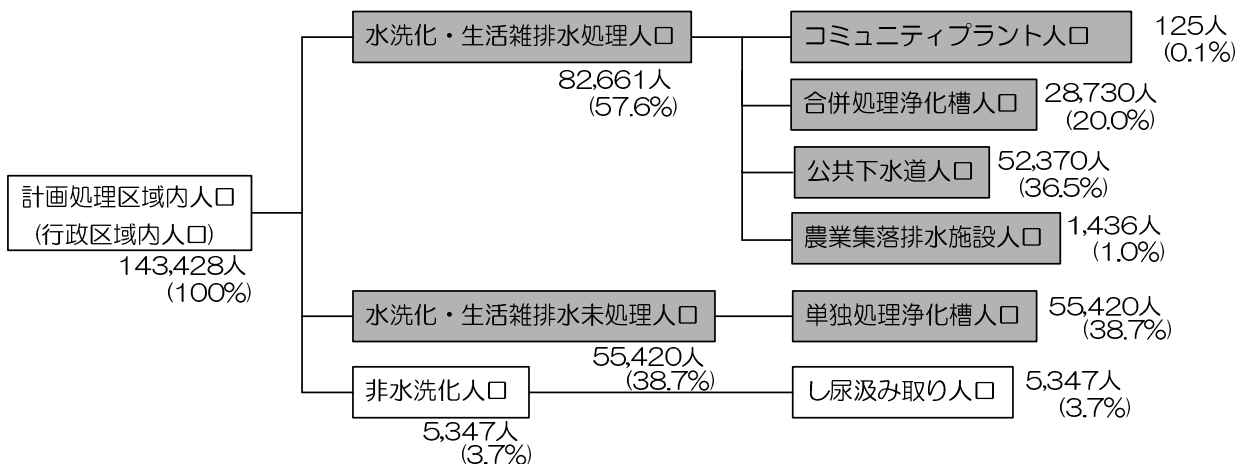


図 2-1-4 計画処理区域内人口の構成 (藤枝市)

生活排水処理形態別人口の推移は図 2-1-5 に示すとおりです、平成 22 年度において、前計画（平成 19 年 3 月計画策定）の目標と比較すると計画よりも下水道の普及が遅れており、合併処理浄化槽の普及が進んでいます。

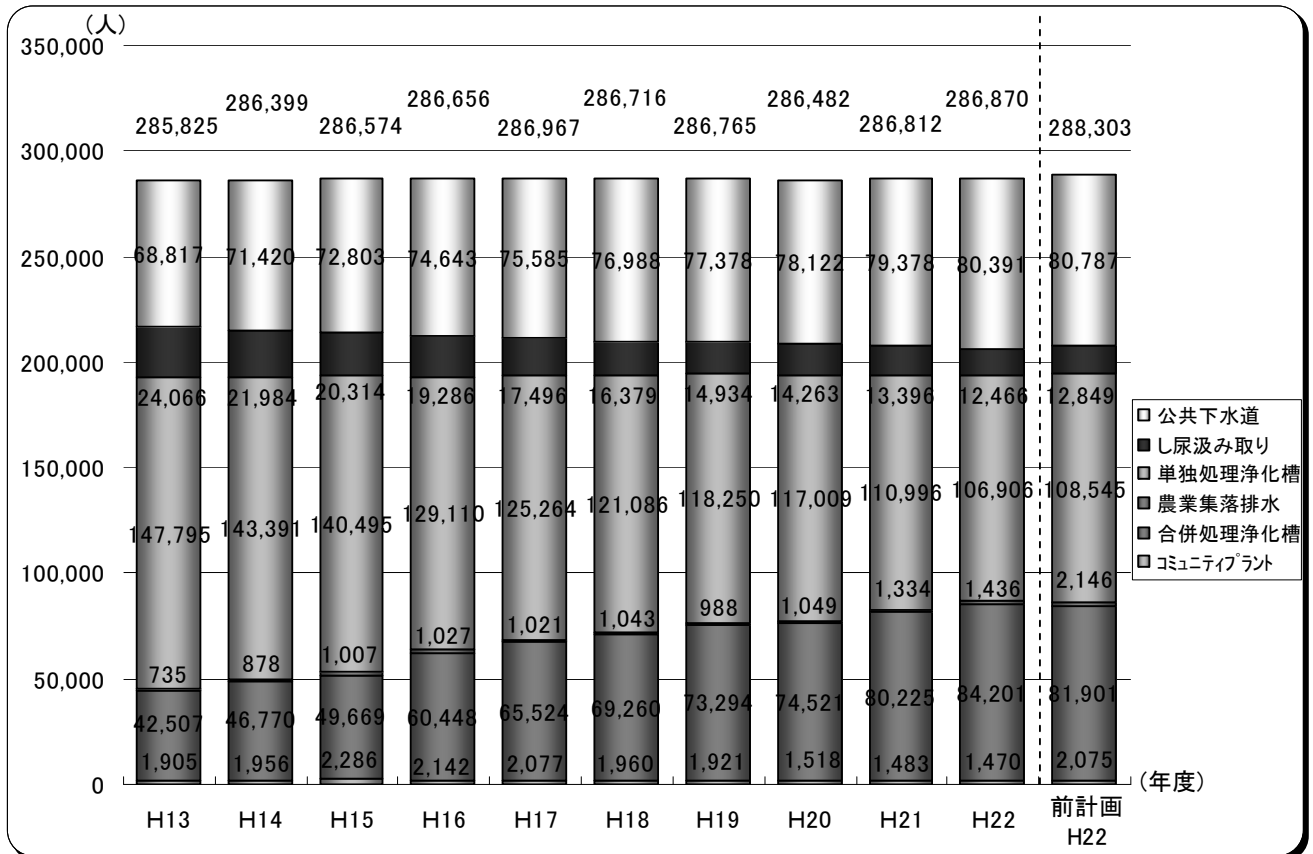


図 2-1-5 生活排水処理形態別人口の推移

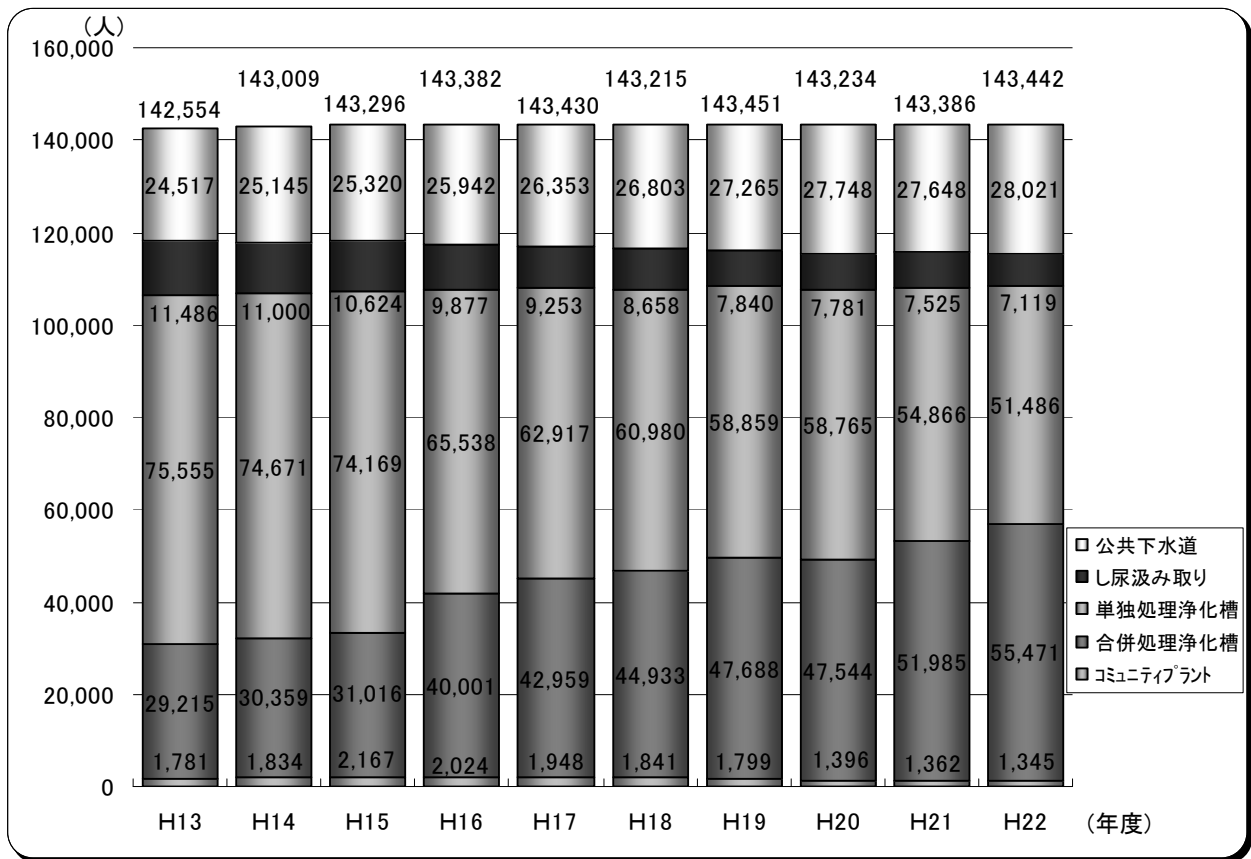


図 2-1-6(1) 生活排水処理形態別人口の推移（焼津市）

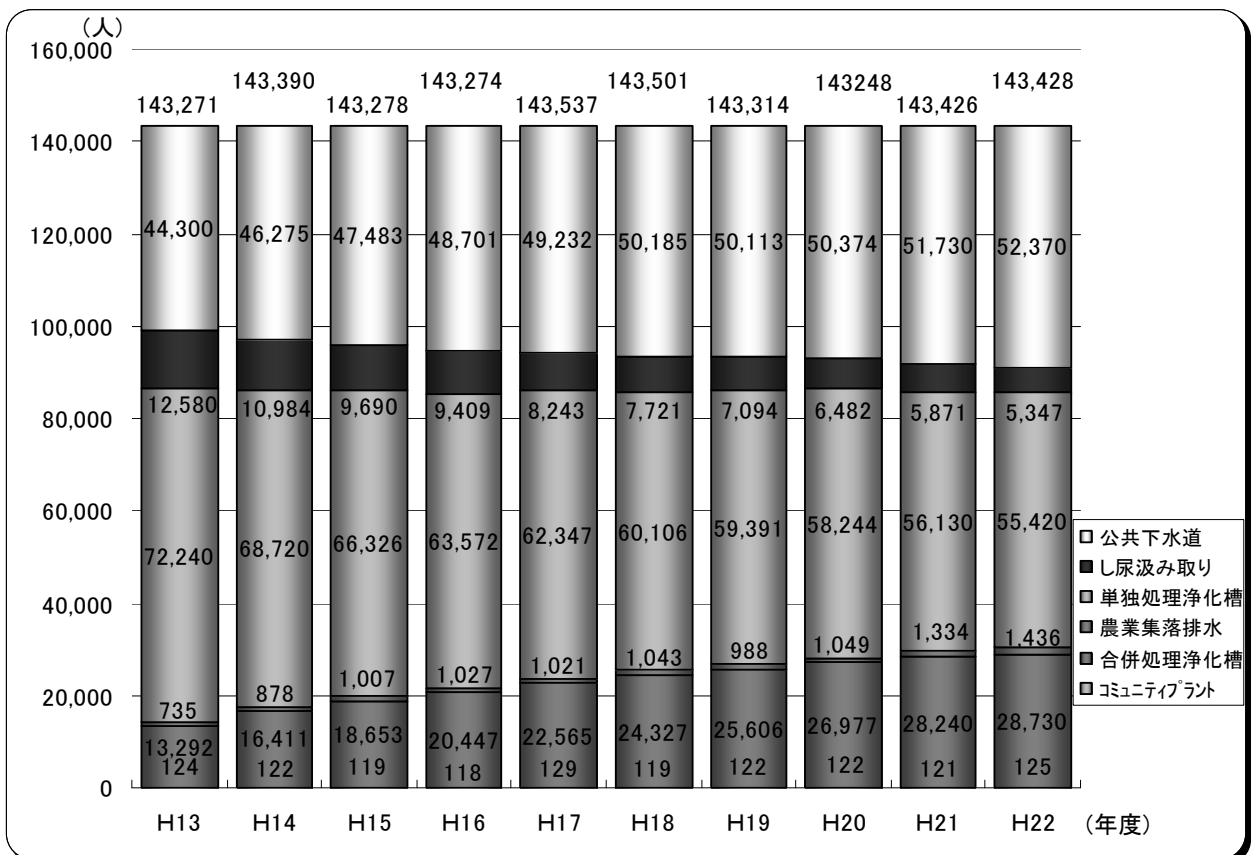


図 2-1-6(2) 生活排水処理形態別人口の推移（藤枝市）

3 し尿・浄化槽汚泥量の推移

平成 22 年度のし尿及び浄化槽汚泥の処理量は 85,808kl/年であり、その内訳は、し尿 7,271kl/年（8.5%）、浄化槽汚泥が 78,537kl/年（91.5%）となっています。

過去 10 年間の推移をみると、浄化槽汚泥が増加し、し尿が減少しています。（図 2-1-7 参照）

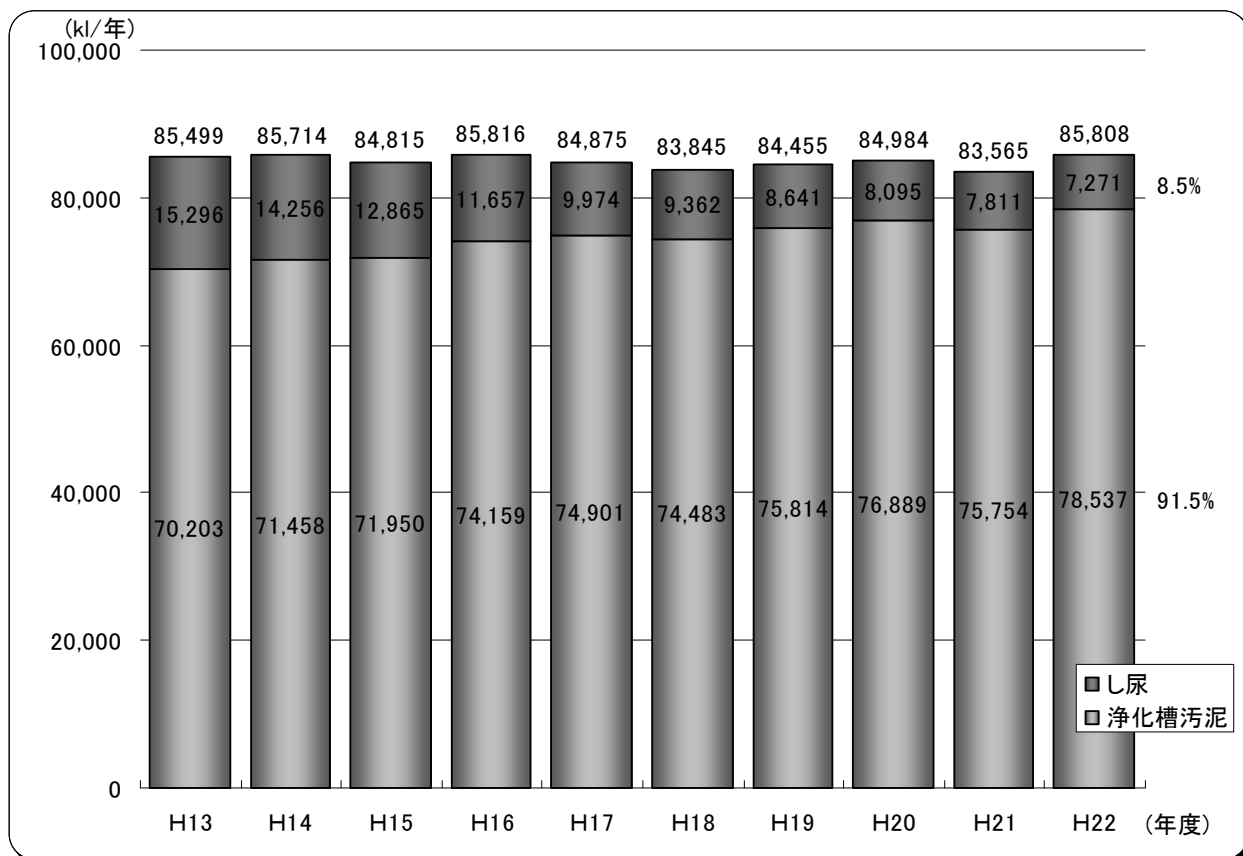


図 2-1-7 浄化槽汚泥等の処理量の推移



【汚泥搬入状況】

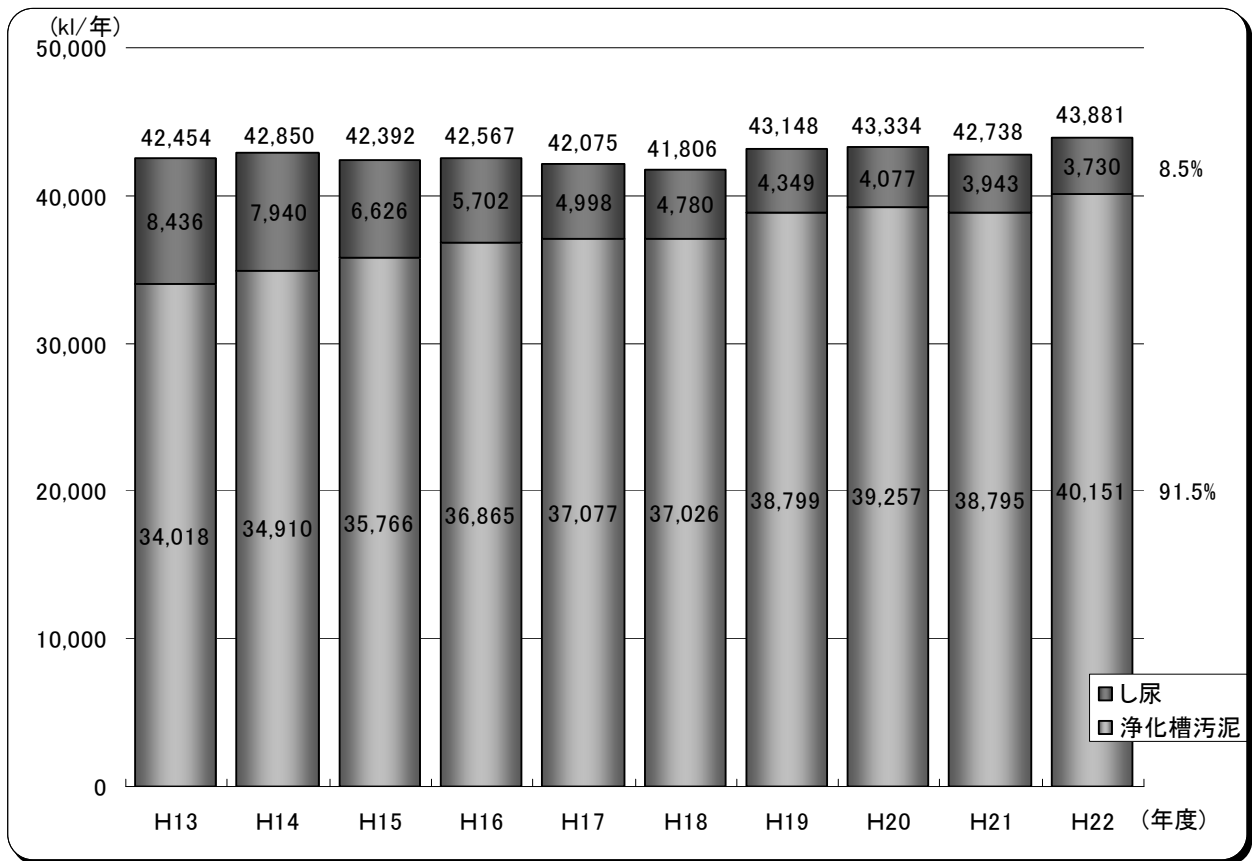


図 2-1-8(1) 浄化槽汚泥等の処理量の推移 (焼津市)

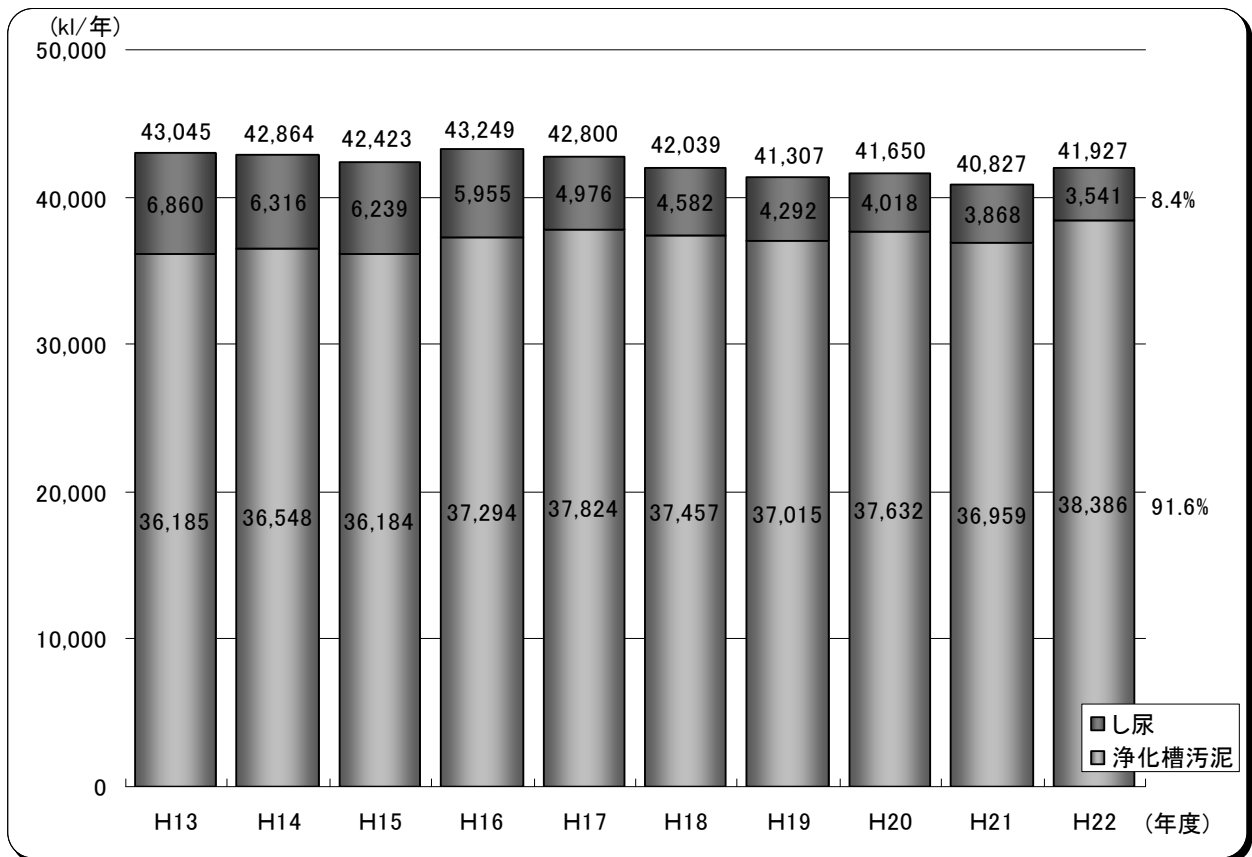


図 2-1-8(2) 浄化槽汚泥等の処理量の推移 (藤枝市)

第 2 節 処理体制

1 収集運搬体制

焼津市は、し尿の収集運搬は直営で、浄化槽汚泥は直営及び許可業者 2 社により行っています。

藤枝市では、し尿は委託業者 1 社、浄化槽汚泥は許可業者 4 社により行っています。

表 2-1-1 収集運搬体制

	焼津市	藤枝市
し尿	直営	委託 (1 社) ※浄化槽汚泥の許可 4 社のうちの 1 社
浄化槽汚泥	直営 許可 (2 社)	許可 (4 社)

2 中間処理施設等の処理体制

生活排水処理施設別の処理主体を表 2-1-2 に示します。生活排水処理の主体は今後も当面はこの形態を継続していくものとし、必要に応じて見直しを行います。

表 2-1-2 処理体制

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	設置者
公共下水道	し尿及び生活雑排水	焼津市、藤枝市
コミュニティプラント	し尿及び生活雑排水	焼津市、藤枝市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
農業集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	藤枝市
し尿汲み取り便槽	し尿	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	志太広域事務組合



【下水処理場】

第 3 節 既存施設の概要

1 し尿処理施設

し尿等は前項に示した収集運搬体制により収集され、組合のし尿処理施設で適正に処理しています。その施設概要は、表 2-1-3 に示すとおりです。

表 2-1-3 し尿処理施設の概要

名 称	大井川環境管理センター	藤枝環境管理センター
所在地	焼津市飯淵 2035 番地	藤枝市善左衛門 20
処理能力	90kl/日	160kl/日
処理方法	膜分離高負荷脱窒素処理方式 +高度処理	膜分離高負荷脱窒素処理方式 +高度処理
稼動開始	平成 11 年 4 月	平成 7 年 4 月

2 中継施設

本地域において中継施設が 3 つあり、その概要は表 2-1-4 に示すとおりです。

表 2-1-4 中継施設の概要

管理市	焼 津 市	藤 枝 市	
名 称	焼津市し尿中継地	藤枝中継センター	岡部中継センター
所在地	焼津市新屋 438-1	藤枝市谷稲葉 2-1	藤枝市岡部町桂島 字向原 610 番地他
貯留能力	し尿 : 50kl 浄化槽汚泥 : 117kl	し尿 : 65kl 浄化槽汚泥 : 195kl 予備 : 90kl	し尿 : 50kl 浄化槽汚泥 : 100kl 予備 : 50kl
稼動開始	昭和 43 年	昭和 55 年	平成 9 年
管理体制	直 営	委 託	委 託

3 市管理汚水処理施設及び農業集落排水処理施設

計画区域内における地域し尿処理施設等として、市が管理する汚水処理施設が8施設、農業集落排水処理施設4施設があります。その施設概要は表2-1-5及び表2-1-6に示すとおりです。

今後、市管理汚水処理施設については老朽化に対応するため改築等が課題となります。

表 2-1-5(1) 市管理汚水処理施設の概要（焼津市）

名 称	田尻団地下水処理場 (コミュニティプラント)	坂本団地下水処理場 (コミュニティプラント)	つつじ平団地
所在地	焼津市すみれ台 2丁目16-2	焼津市坂本473-4	焼津市上泉612-1
稼動開始	昭和45年4月	昭和46年4月	昭和48年11月
処理方式	長時間曝気処理方式	長時間曝気処理方式	長時間曝気処理方式
計画人口	3,400人	350人	2,800人

表 2-1-5(2) 市管理汚水処理施設の概要（藤枝市）

名 称	田園団地汚水処理施設 (コミュニティプラント)	三輪向原団地 汚水処理施設	オレンジタウン三輪団地 汚水処理施設
所在地	藤枝市岡部町岡部 字二反田1580-16	藤枝市岡部町三輪 字向原1476-62	藤枝市岡部町三輪 字祢宜屋敷1372-8
稼動開始	平成7年4月	昭和53年	昭和55年
処理方式	接触曝気処理方式	長時間曝気処理方式	長時間曝気処理方式
計画人口	167人	305人	710人
名 称	三輪清水団地 汚水処理施設	岡部台団地汚水処理施設	
所在地	藤枝市岡部町三輪 字清水1395-42	藤枝市岡部町岡部 字二反田1570-68	
稼動開始	昭和59年	昭和61年	
処理方式	接触曝気処理方式 +3次処理	接触曝気処理方式	
計画人口	375人	1,000人	

表 2-1-6 農業集落排水処理施設の概要（藤枝市）

名 称	農業集落排水処理施設 蔵田処理場	農業集落排水処理施設 市之瀬処理場
所在地	藤枝市瀬戸ノ谷 9604 番地の3	藤枝市瀬戸ノ谷 6846 番地の34
稼動開始	平成8年8月	平成14年8月
処理方式	沈殿分離接触曝気方式	沈殿分離接触曝気方式
計画人口	220人(51戸)	400人(90戸)
名 称	農業集落排水処理施設 葉梨西北地区処理場	村良地区 農業集落排水処理施設
所在地	藤枝市西方47番地の4	藤枝市岡部町村良 442番地の1
稼動開始	平成21年8月	平成3年10月
処理方式	連続流入間欠曝気方式	流量調整槽前置型嫌気ろ床槽 併用接触曝気方式
計画人口	1,700人(389戸)	840人(190戸)

※ 焼津市には農業集落排水処理施設はありません。



【処理施設の内部】

第2章 計画目標

第1節 計画期間

本計画は、平成24年度から平成33年度までの10年間の計画期間とします。

第2節 目標

平成22年度の生活排水処理率は58.4%となっていますが、平成33年度までに以下のように引き上げます。

◎ 生活排水処理率

生活排水処理率を、11.4ポイントアップの69.8%を目標とします。

平成22年度

平成33年度

58.4%



69.8%

11.4ポイントUP

【目標11.4%アップの内訳】

公共下水道 1.5% 単独→合併浄化槽への切り替え 9.1% その他0.8%

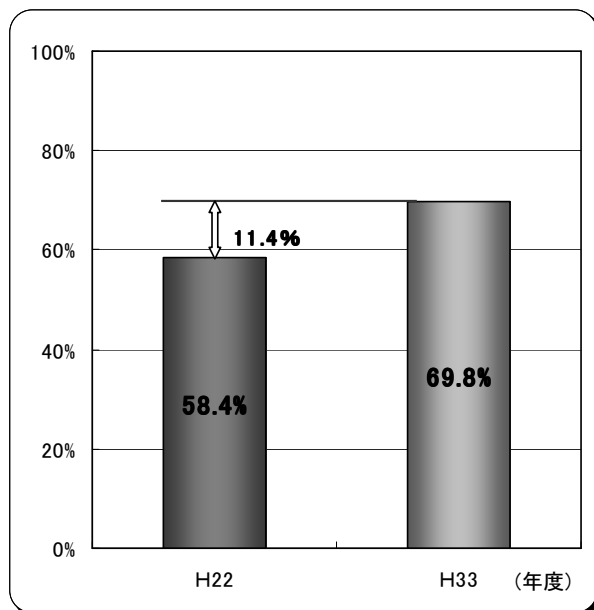


図2-2-1 生活排水処理率の目標値



第 3 節 処理量の将来見通し

1 計画処理人口

生活排水処理計画処理人口は図 2-2-2 に示すとおりです。

平成 33 年度における計画処理人口は 283,400 人で、その処理形態別内訳は、コミュニティプラントが 1,467 人、合併処理浄化槽が 110,023 人、公共下水道 84,563 人、農業集落排水施設 1,803 人、単独処理浄化槽が 77,737 人、し尿汲み取り人口が 7,807 人となります。し尿汲み取り・単独処理浄化槽から公共下水道・合併処理浄化槽へと移行する人口が増えるため、水洗化率 97.2%、生活排水処理率は 69.8%とそれぞれ向上します。

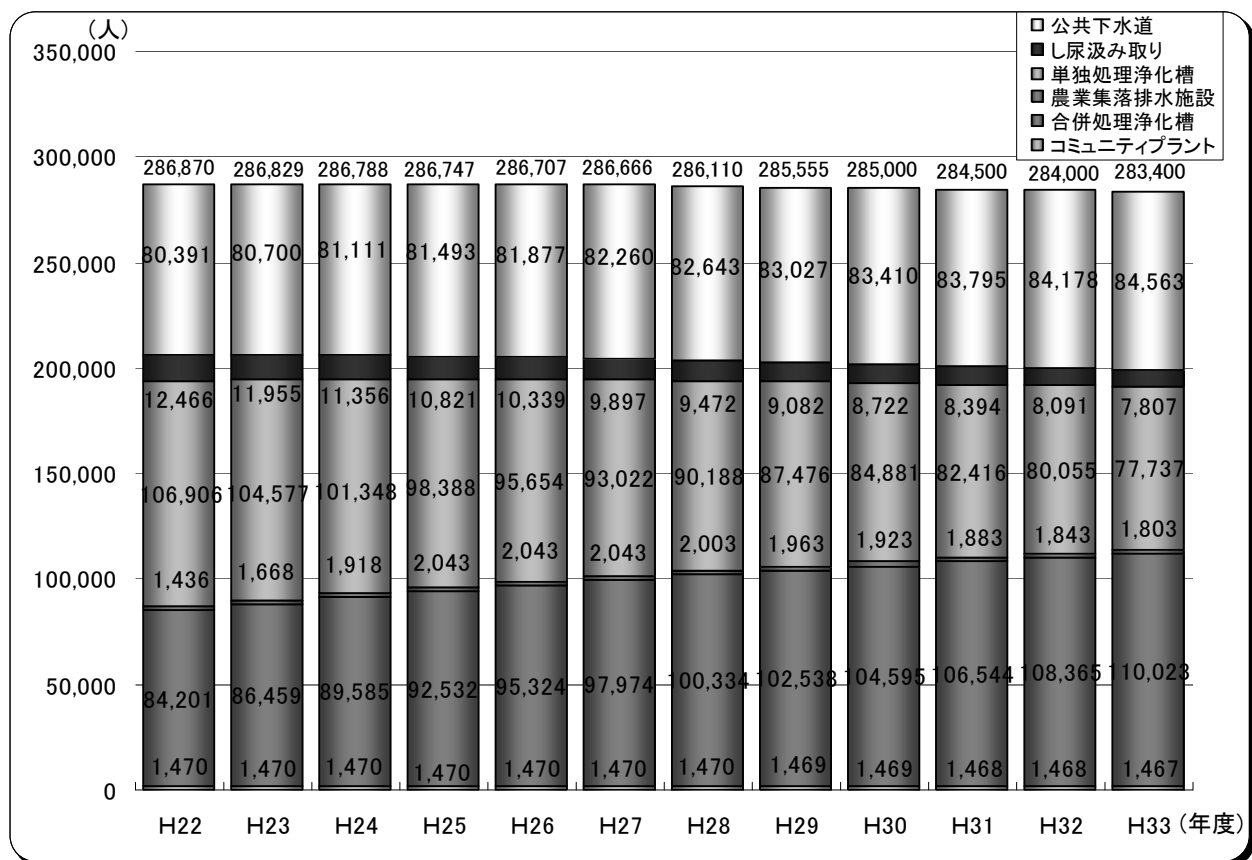


図 2-2-2 生活排水計画処理人口



【河川清掃活動】

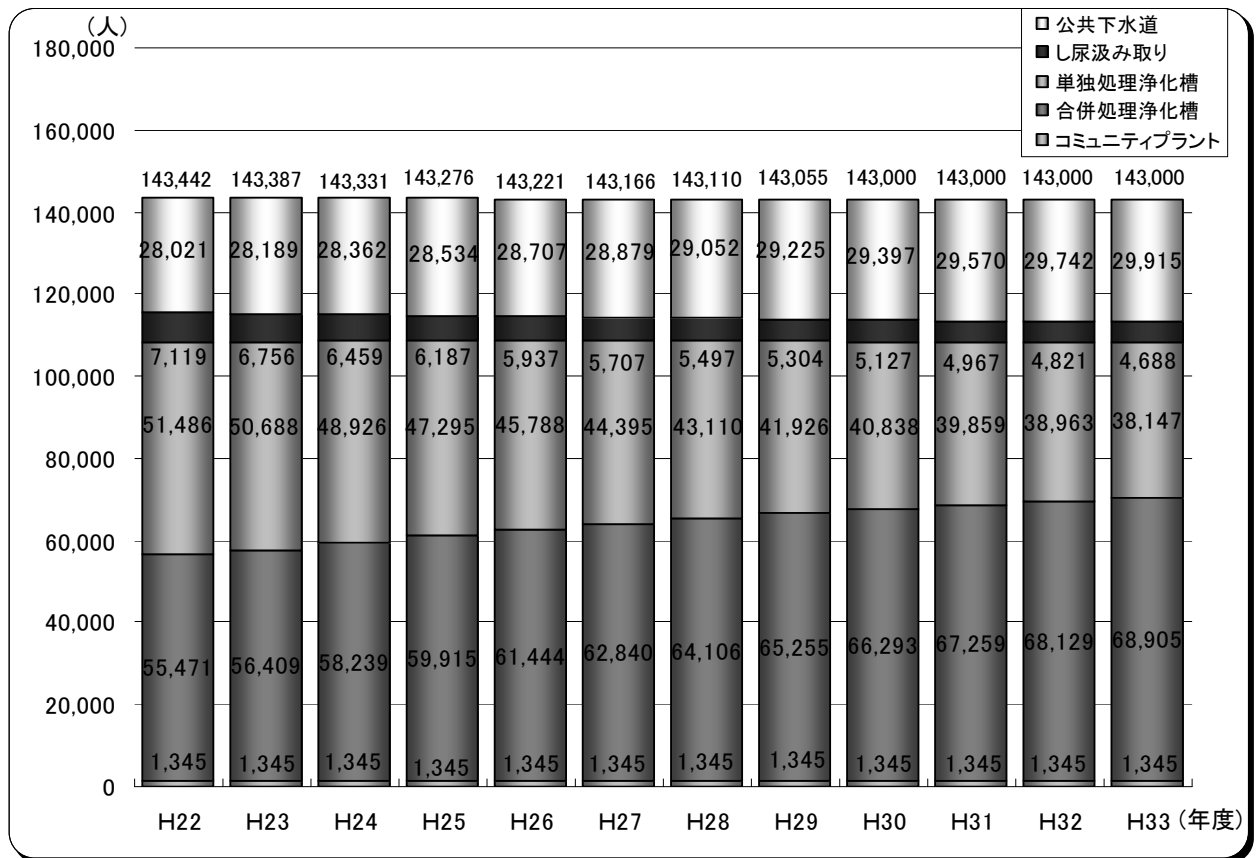


図 2-2-3(1) 生活排水計画処理人口（焼津市）

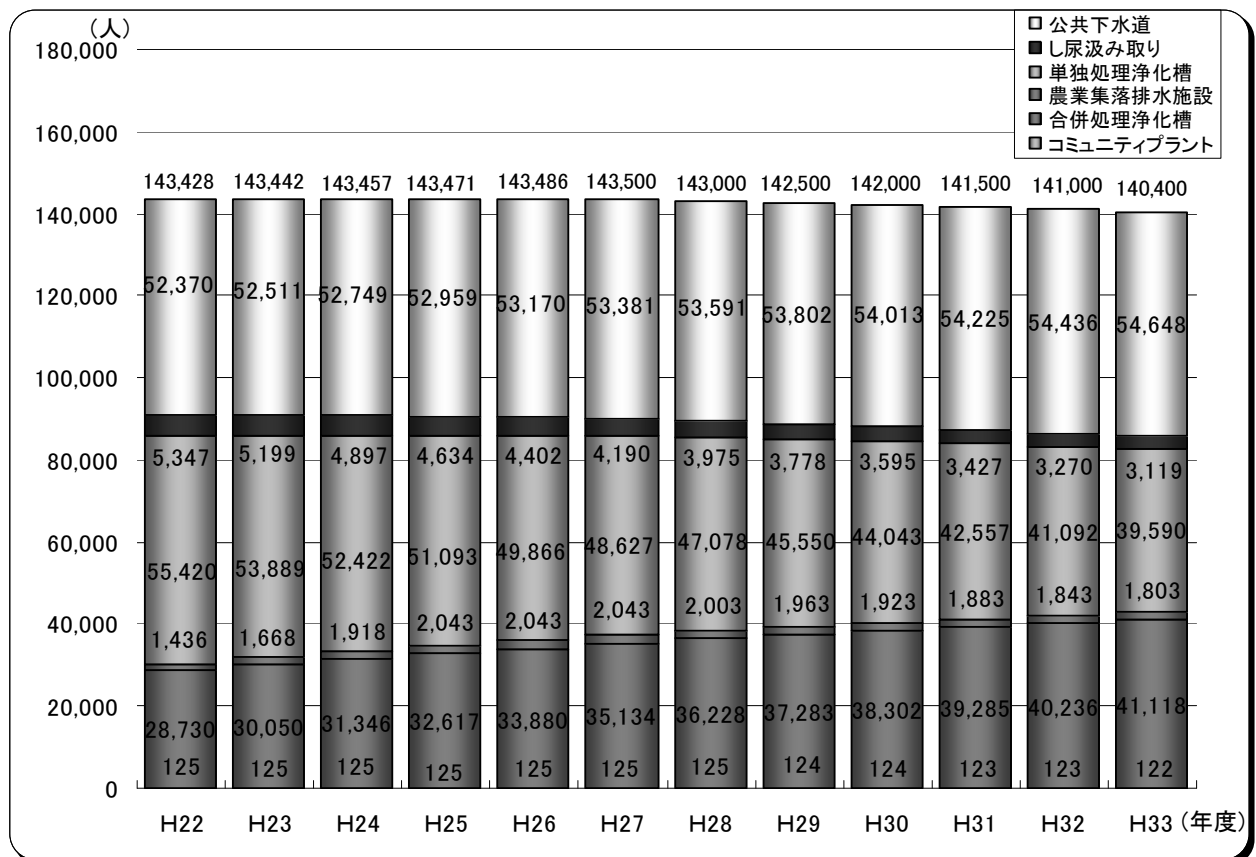


図 2-2-3(2) 生活排水計画処理人口（藤枝市）

2 計画発生量

将来のし尿・浄化槽汚泥の発生量は増加が見込まれ、平成 33 年度における発生量は 132,678kl/年となり、平成 22 年度実績に対して、40.5%の増加となります。

発生量の内訳をみると、浄化槽汚泥が増加、汲み取りし尿が減少していきます。平成 33 年度における発生量の内訳は、浄化槽汚泥*が 128,188kl/年、し尿が 4,490kl/年で、浄化槽汚泥がそのほとんどを占めることになります。

* 浄化槽汚泥は合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、コミュニティプラント、農業集落排水施設から発生する汚泥の合計です。

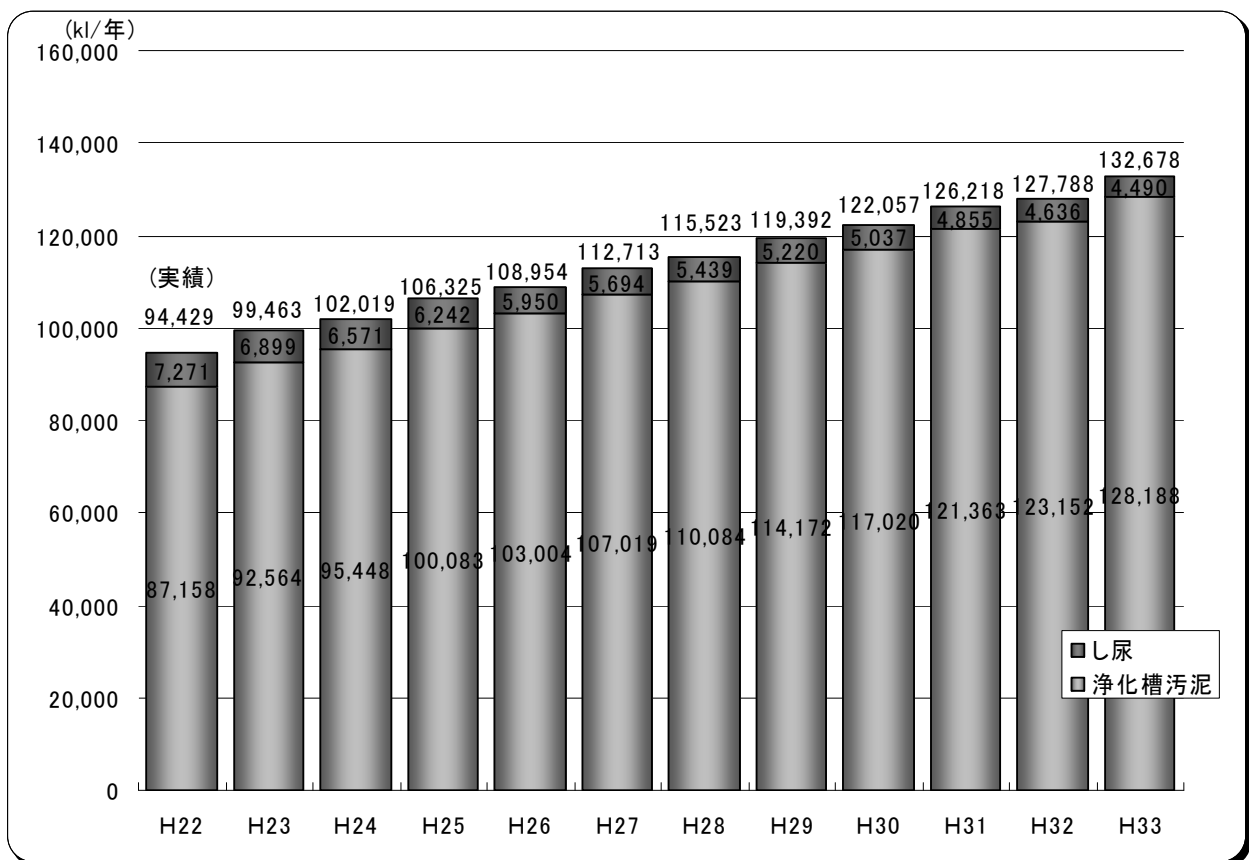


図 2-2-4 し尿・浄化槽汚泥の計画発生量



【し尿処理施設処理水におけるホタルの保全活動】

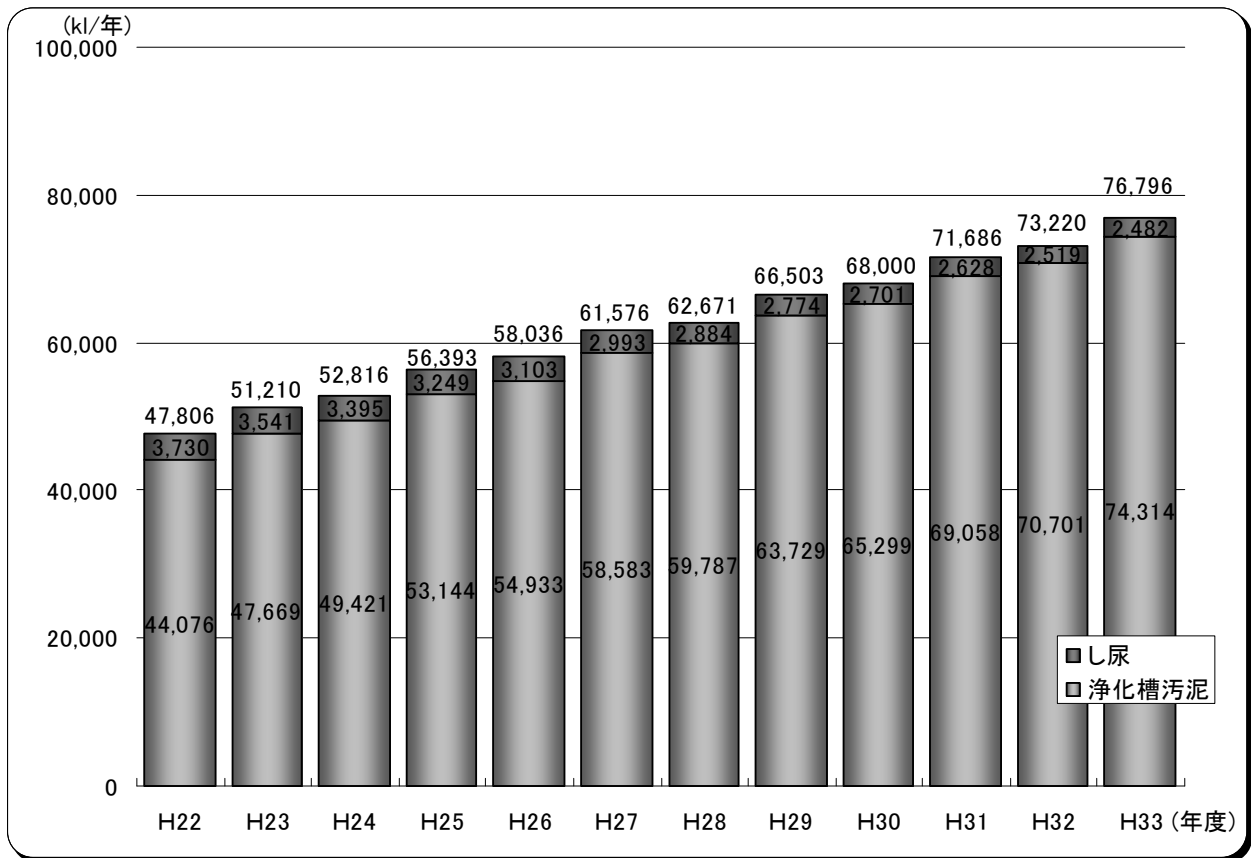


図 2-2-5(1) し尿・浄化槽汚泥の計画発生量 (焼津市)

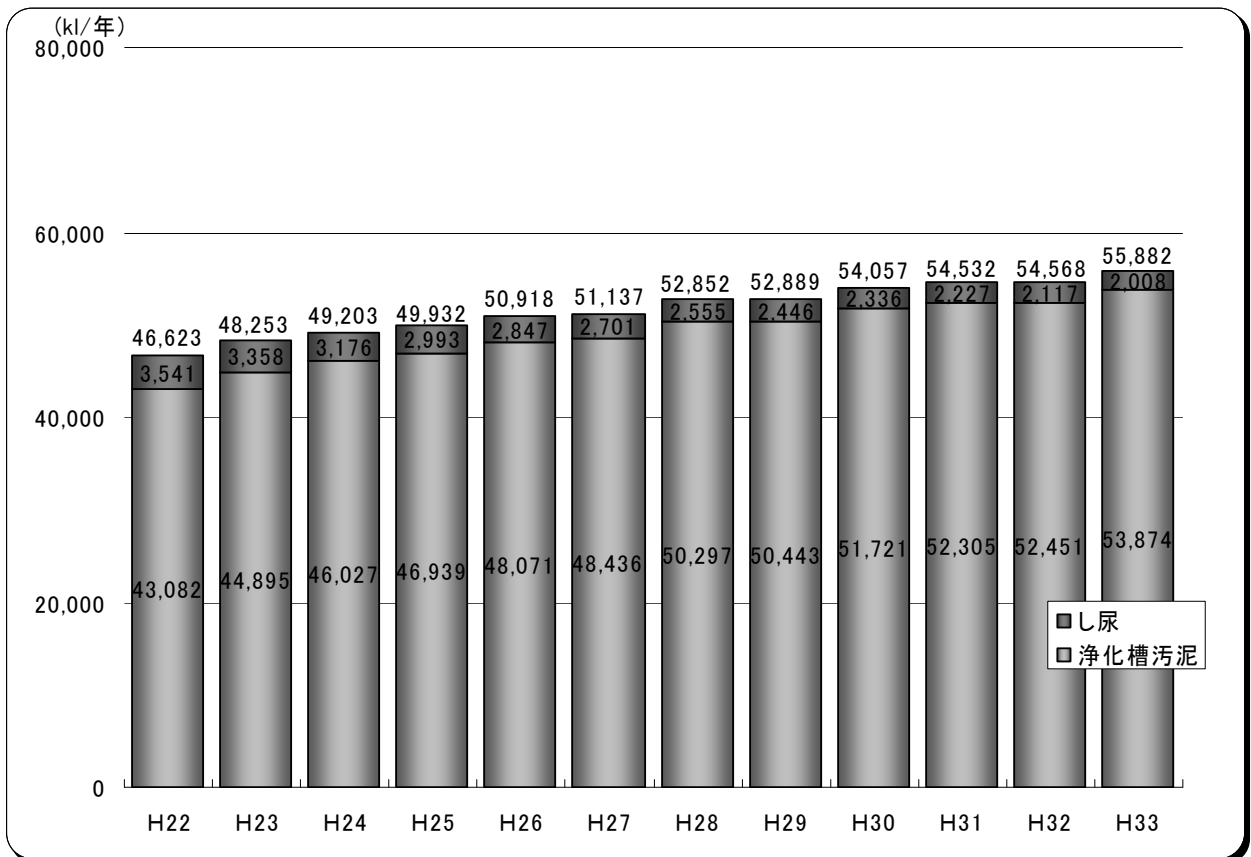


図 2-2-5(2) し尿・浄化槽汚泥の計画発生量 (藤枝市)

3 計画発生量と施設処理能力

し尿・浄化槽汚泥の計画発生量の1日あたりの量は図2-2-6に示すとおりです。

し尿及び浄化槽汚泥の発生量がし尿処理施設の処理能力を大きく上回ると予測されますが、それは次のような理由によるものと考えられます。

(1) 公共下水道整備の進捗が計画を下回ったこと

公共下水道の整備状況は、大井川環境管理センター建設計画時（平成7年当時）と平成22年度現在を比較した場合、平成22年度実績で計画値よりも約28,000人も下回ったことにより、し尿発生量が計画どおり減少しませんでした。

(2) 浄化槽法の改正によるもの

平成12年の浄化槽法の改正により、平成13年度から新規に設置する浄化槽は、すべて合併処理浄化槽とすることが定められました。これにより、2市とも、単独処理浄化槽に比べ汚泥の発生量の多い合併処理浄化槽が普及すると見込まれます。

表2-2-1 し尿・浄化槽汚泥の計画発生量

(単位:kl/日)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
し尿	19.9	18.9	18.0	17.1	16.3	15.6	14.9	14.3	13.8	13.3	12.7	12.3
浄化槽汚泥	238.8	253.6	261.5	274.2	282.2	293.2	301.6	312.8	320.6	332.5	337.4	351.2
計	258.7	272.5	279.5	291.3	298.5	308.8	316.5	327.1	334.4	345.8	350.1	363.5

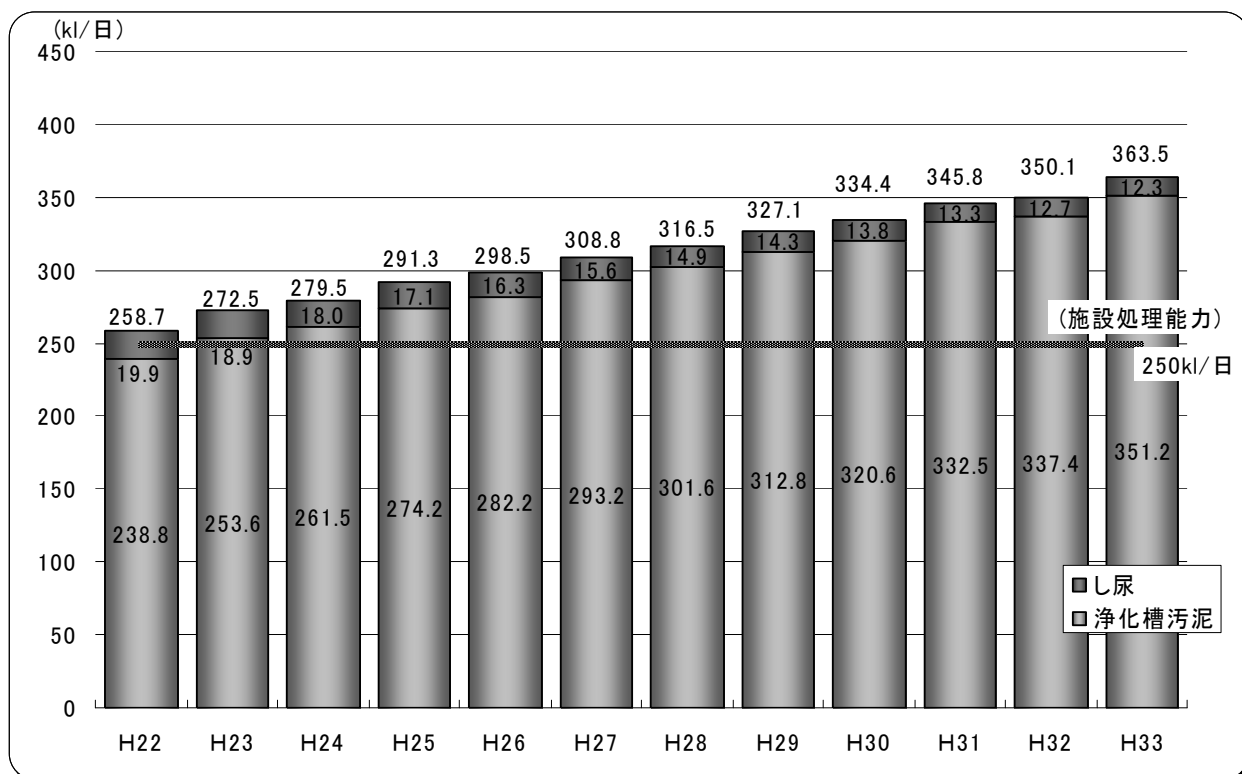


図2-2-6 し尿・浄化槽汚泥の計画発生量と施設処理能力

第3章 目標達成のための行動計画

目標達成のための行動計画として、以下に示します。主な施策は図 2-3-1 に示すとおりです。



図 2-3-1 主な施策

1 生活排水処理施設整備の推進

公共用水域の水質保全を図るため、合併処理浄化槽並びに公共下水道などの計画的な整備を促進するとともに、将来の生活排水処理量に応じた新たなし尿処理施設の整備計画について取り組みます。

(1) 合併処理浄化槽の整備促進

公共下水道、農業集落排水及びコミュニティプラント処理区域以外の区域を対象に合併処理浄化槽の整備促進を図ります。

公共水域の水質汚濁の大きな要因として生活雑排水の未処理放流があげられます。特に、単独処理浄化槽の基数は、平成 22 年度末で約 38,200 基あり、焼津市・藤枝市の世帯数の約 1 / 3 に及んでいます。この単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を進めることにより水環境の改善を図ります。

(2) 公共下水道事業の推進

土地区画整理事業など他事業との連携を図りながら、計画的な施設整備を進めるとともに未加入世帯への公共下水道加入を促進します。

(3) 新し尿処理施設整備計画への取り組み

両環境管理センター処理能力不足の解消、地元の設置期限と施設老朽化に対応するため、新たな処理施設の整備に取り組みます。

2 環境教育・啓発活動の推進

生活排水処理の啓発、環境教育を推進します。

(1) 環境保全意識の向上

調理くず・廃食用油の処理、洗剤使用の適正化など、生活排水の環境負荷について、家庭や地域における環境教育・啓発を行い、公共用水域の保全意識の向上を図ります。

(2) 啓発活動の推進

水環境に対する意識の向上を図るため、水の大切さや生活雑排水が河川や海へ与える影響などについて、広報・啓発活動を実施します。

3 し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

し尿・浄化槽汚泥の処理及びし尿処理施設などの維持管理を適正に実施します。

(1) 収集体制の整備

今後も増加することが推測される浄化槽汚泥や、減少していく汲み取りし尿については、許可業者と連携しながら効率的で効果的な収集体制の整備を図ります。

(2) 適正な処理計画の実施

焼津市・藤枝市・組合が連携して定期的に会議を開催する事などにより生活排水処理に関する情報を一元的に管理し、計画的なし尿・浄化槽汚泥の処理を実施します。

(3) し尿・浄化槽汚泥の適正処理の確保

既存のし尿処理施設の処理能力を上回る、し尿及び浄化槽汚泥については、公共下水道との連携を図りながら対応します。

(4) し尿処理施設の適正管理

藤枝環境管理センター及び大井川環境管理センターについては、関係法令を遵守し適正な維持管理を行うとともに、周辺環境に配慮し、安心安全な運転を行います。

(5) コミュニティプラント、農業集落排水処理施設などの適正管理

現在のコミュニティプラント、農業集落排水処理施設、中継基地については、関係法令を遵守し適正な維持管理を行います。

(6) 浄化槽維持管理の適正化の促進

保健所、生活科学検査センター及び浄化槽協会などの関係機関と連携を図り、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び法定検査など、維持管理の適正化を促進します。

また、浄化槽管理者講習会や巡回指導などを、関係機関と協働して実施します。

4 循環型社会への対応

資源の有効利用に努め循環型社会の構築にふさわしい施策の実施を進めます。

(1) 有機性廃棄物の再利用

し尿処理場の脱水汚泥などの再利用について調査検討をしていきます。

(2) 水のリサイクル

し尿処理施設で処理された水(中水)を、浄化槽の張り水などに再利用するための調査検討をしていきます。

5 災害時の処理体制の整備

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を踏まえ、災害時における公衆衛生の確保に向け、災害時の収集処理体制を確立します。

県内全市町・一部事務組合が締結した「一般廃棄物処理に関する災害時の相互援助に関する協定書(平成 13 年 3 月 30 日調印)」では、処理に必要な物資援助や職員の派遣について定められていることから、この協定に基づき被災地の生活環境の保全と住民生活の相互支援に努めます。

一般廃棄物処理基本計画

平成 24 年 3 月 発行

焼津市・藤枝市・志太広域事務組合

焼津市 廃棄物対策課 焼津市本町二丁目 16-32 電話 626-1130

藤枝市 環境政策課
生活環境課 藤枝市岡出山一丁目 11-1 電話 643-3111
下水道課

志太広域事務組合計画課 藤枝市高柳 2338-1 電話 636-0074